

「業務規程」等の一部改正新旧対照表等

目次

(ページ)

・ 業務規程の一部改正新旧対照表	1
・ 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	7
・ 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	13
・ 信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表	14
・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	15
・ 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	17
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	19
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表	23
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	24
・ 受託契約準則の一部改正新旧対照表	25
・ 発行日取引の委託について約諾書の一部改正新旧対照表	30
・ 信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表	31
・ 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	33
・ 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	34
・ 国債証券に関する業務規程の特例の一部改正新旧対照表	35
・ 外国債券に関する業務規程の特例の一部改正新旧対照表	36
・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	37
・ 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	39
・ 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	41
・ 信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例を廃止する規則	45
・ 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	46
・ 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	48
・ 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	49
・ 外国債券の売買単位に関する規則の一部改正新旧対照表	51
・ 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	52
・ シンジケートカバー取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表	59

・ 有価証券の売買等の審査に関する規則の一部改正新旧対照表	60
・ 審査規則の一部改正新旧対照表	62
・ 取引参加者における顧客による不公正取引防止のための売買管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表	63
・ 取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表	64
・ 仲介規則の一部改正新旧対照表	69
・ 発行日取引の売買証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表	70
・ 有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者に関する規則の一部改正新旧対照表	74
・ 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	75
・ 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	76
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	78
・ 上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表	81
・ 上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表	83
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	84
・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	94
・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	97
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	99
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表	103
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表	107
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	109
・ 商号変更の場合における商号変更前の株券の信用取引担保有価証券等に関する取扱いについての一部改正新旧対照表	111
・ 委託保証金及び委託証拠金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表	112
・ 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	113
・ 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	114
・ 国債証券に関する業務規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	115
・ 外国債券に関する業務規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	116
・ 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	117
・ 適時開示に係る宣誓書（内国債券）の一部改正新旧対照表	118
・ 適時開示に係る宣誓書（外国債券）の一部改正新旧対照表	119
・ 適時開示に係る宣誓書（受益証券）の一部改正新旧対照表	120
・ 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	121

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼 値)</p> <p>第14条 取引参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を、当取引所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 空売り(金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第26条の3第1項に規定する空売りをいう。)を行おうとするときは、<u>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第10条各号に規定する取引を除き、その旨</u></p> <p>(3) 信用取引により行おうとするとき(顧客が取次者(取引参加者に有価証券の売買の委託をした顧客が、<u>金融商品取引業者</u>である場合であって、当該委託が取引参加者に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。)である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。)は、その旨</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>2 ~ 8 (略)</p>	<p>(呼 値)</p> <p>第14条 取引参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を、当取引所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 空売り(<u>証券取引法施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)</u>第26条の3第1項に規定する空売りをいう。)を行おうとするときは、<u>有価証券の空売りに関する内閣府令(平成4年大蔵省令第50号)第1条各号に規定する取引を除き、その旨</u></p> <p>(3) 信用取引により行おうとするとき(顧客が取次者(取引参加者に有価証券の売買の委託をした顧客が、<u>証券会社又は外国証券会社</u>である場合であって、当該委託が取引参加者に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。)である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。)は、その旨</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>2 ~ 8 (略)</p>
<p>(利子の日割計算)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、<u>施行令第2条の11</u>に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として当取引所が定める額を差し引かないものとする。</p>	<p>(利子の日割計算)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、<u>施行令第2条</u>に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として当取引所が定める額を差し引かないものとする。</p>
<p>(立会外分売の値段)</p> <p>第42条 立会外分売は、前条第2項の届出を受理した日の最終値段(当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、取得対価</p>	<p>(立会外分売の値段)</p> <p>第42条 立会外分売は、前条第2項の届出を受理した日の最終値段(当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、取得対価</p>

の変更期日又は行使条件の変更期日の前日である場合には、当取引所が定める基準値段。ただし、当該最終値段、最終気配値段又は基準値段で立会外分売を行うことが適当でないとき若しくは当該銘柄について、国内の他の金融商品取引所で同時に立会外分売を行う場合において当取引所が必要があると認めるとき又は届出を受理した日に最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がないときは、当取引所がその都度定める値段）と当該値段からその10パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、当取引所が適当と認める値段（以下「分売値段」という。）により行うものとする。

（立会外分売に関する制約）

第45条 立会外分売を行う取引参加者（以下「立会外分売取扱取引参加者」という。）は、第41条第2項の届出を受理した日における当該銘柄の最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）の形成について、自己の計算により、取引一任契約（金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第16条第1項第8号口に規定する取引一任契約をいう。）に基づく注文若しくは当該分売を委託した顧客の委託注文により若しくは他の取引参加者に委託することによって関与し又は他の取引参加者をして関与させてはならない。

2 取引参加者は、当取引所が分売要領を発表する以前に、当該分売について買付けの勧誘を行ってはならない。ただし、当該分売に係る有価証券の発行者が、施行令第30条第1項第1号に掲げる報道機関の2以上を含む報道機関に対して分売を行う旨を公開している場合における当該公開内容又はその旨を当取引所に通知し、かつ、当取引所が電磁的方法（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第56条第2項に規定する電磁的方法をいう。）により当該通知内容を公衆の縦覧に供した場合における当該通知内容に基づく買付けの勧誘は、この限りでない。

の変更期日又は行使条件の変更期日の前日である場合には、当取引所が定める基準値段。ただし、当該最終値段、最終気配値段又は基準値段で立会外分売を行うことが適当でないとき若しくは当該銘柄について、国内の他の証券取引所で同時に立会外分売を行う場合において当取引所が必要があると認めるとき又は届出を受理した日に最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がないときは、当取引所がその都度定める値段）と当該値段からその10パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、当取引所が適当と認める値段（以下「分売値段」という。）により行うものとする。

（立会外分売に関する制約）

第45条 立会外分売を行う取引参加者（以下「立会外分売取扱取引参加者」という。）は、第41条第2項の届出を受理した日における当該銘柄の最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）の形成について、自己の計算により、取引一任契約（証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和40年大蔵省令第60号）第1条第1項第2号に規定する取引一任契約をいう。）に基づく注文若しくは当該分売を委託した顧客の委託注文により若しくは他の取引参加者に委託することによって関与し又は他の取引参加者をして関与させてはならない。

2 取引参加者は、当取引所が分売要領を発表する以前に、当該分売について買付けの勧誘を行ってはならない。ただし、当該分売に係る有価証券の発行者が、施行令第30条第1項第1号に掲げる報道機関の2以上を含む報道機関に対して分売を行う旨を公開している場合における当該公開内容又はその旨を当取引所に通知し、かつ、当取引所が電磁的方法（会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令（平成元年大蔵省令第10号）第4条の5第2項に規定する電磁的方法をいう。）により当該通知内容を公衆の縦覧に供した場合における当該通知内容に基づく買付けの勧誘は、この限りでない。

(公開買付期間中における自己買付け)

第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)又は交換社債券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)(以下この号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け

a・b (略)

(6) ~ (8) (略)

(9) 株価指数に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引(外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「株価指数先物取引」という。)に係る約定指数(当事者があらかじめ株価指数として約定する数値をいう。以下同じ。)の水準と株価指数との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引(これに準ずる取引で株価指数に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引(外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「株価指数オプション取引」という。)を利用して行うものを含む。)に係る買付け(次条において「株価指数先物取引に係る約定指数の水準と株価指数との水準の関係を利用した買付け」という。)

a 売方株価指数先物取引(株価指数先物取引のうち現実指数(将来の一定の時期における現実の株

(公開買付期間中における自己買付け)

第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)又は交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)(以下この号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け

a・b (略)

(6) ~ (8) (略)

(9) 株価指数に係る有価証券指数等先物取引(外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「株価指数先物取引」という。)に係る約定指数の水準と株価指数との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引(これに準ずる取引で株価指数に係る有価証券オプション取引(外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において同じ。))を利用して行うものを含む。)に係る買付け(次条において「株価指数先物取引に係る約定指数の水準と株価指数との水準の関係を利用した買付け」という。)

a 売方株価指数先物取引(株価指数先物取引のうち現実指数が約定指数を下回った場合に金銭を受

価指数の数値をいう。以下同じ。)が約定指数を下回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

b 買方株価指数先物取引(株価指数先物取引のうち現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

c (略)

(10) 次のaからcまでに掲げる場合において、株価指数先物取引の取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該aからcまでに定める取引(これに準ずる取引で株価指数オプション取引について行うものを含む。)に係る買付け(次条において「株価指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。)

a ~ c (略)

(11) 次のa又はbに掲げる場合において、株券の売付けを成立させることができる権利(以下この号及び次条において「株券プットオプション」という。)又は株券の買付けを成立させることができる権利(以下この号及び次条において「株券コールオプション」という。)に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け(次条第13号において「株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け」という。)

a 株券オプション取引(株券の売買に係る法第2

領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

b 買方株価指数先物取引(株価指数先物取引のうち現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を証券取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

c (略)

(10) 次のaからcまでに掲げる場合において、株価指数先物取引の取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該aからcまでに定める取引(これに準ずる取引で株価指数に係る有価証券オプション取引について行うものを含む。)に係る買付け(次条において「株価指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。)

a ~ c (略)

(11) 次のa又はbに掲げる場合において、株券の売付けを成立させることができる権利(以下この号及び次条において「株券プットオプション」という。)又は株券の買付けを成立させることができる権利(以下この号及び次条において「株券コールオプション」という。)に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け(次条第13号において「株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け」という。)

a 株券オプション取引(株券の売買に係る有価証

条第21項第3号に掲げる取引をいい、外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この号及び次条において同じ。)により株券プットオプションを取得し又は株券コールオプションを付与している場合

当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる株券の数量(当該株券プットオプションを付与し又は当該株券コールオプションを取得している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券の数量及び当該株券と同一の銘柄に係る次条第12号aに掲げる取引により株券プットオプションを取得し、かつ、株券コールオプションを付与している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる株券の数量を控除した数量に限る。)の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b (略)

(12) ~ (14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け等)

第67条 金融商品取引業者等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52条)第117条第1項第22号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) ~ (13) (略)

(14) 次のa又はbに掲げる価格で顧客と当取引所の市場外における売買(施行令第20条第3項各号に掲げる者の計算に属するものを除く。)又はこの規程若しくは国内の他の金融商品取引所の業務規程に定める売買立会によらない売買により当該顧客に対して有価証券の売付けを行うことを約している場合における、当該売付けの数量の範囲内で行う当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付け(あらかじめ

券オプション取引をいい、外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下この号及び次条において同じ。)により株券プットオプションを取得し又は株券コールオプションを付与している場合

当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる株券の数量(当該株券プットオプションを付与し又は当該株券コールオプションを取得している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券の数量及び当該株券と同一の銘柄に係る次条第12号aに掲げる取引により株券プットオプションを取得し、かつ、株券コールオプションを付与している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる株券の数量を控除した数量に限る。)の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b (略)

(12) ~ (14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け等)

第67条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第6号イ及びホに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) ~ (13) (略)

(14) 次のa又はbに掲げる価格で顧客と当取引所の市場外における売買(施行令第20条第3項各号に掲げる者の計算に属するものを除く。)又はこの規程若しくは国内の他の証券取引所の業務規程に定める売買立会によらない売買により当該顧客に対して有価証券の売付けを行うことを約している場合における、当該売付けの数量の範囲内で行う当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付け(あらかじめ設定

設定されたプログラムに従い買付けの注文が行われることとなっており、かつ、特別の勘定で管理されている場合に限る。)

a・b (略)

(15) (略)

(外国株券等の円滑な流通の確保)

第68条 外国株券及び転換社債型新株予約権付社債券(以下この条において「外国株券等」という。)について、幹事金融商品取引業者(幹事である金融商品取引業者をいう。)である取引参加者は、当取引所の市場における当該外国株券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。

(総取引高等の通知及び公表)

第75条 法第130条の規定による当取引所の市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当取引所がこれにより難いと認めた場合は、書面により行う。

(内閣総理大臣への報告)

第76条 法第131条の規定による当取引所の市場における毎日の総取引高等の内閣総理大臣への報告は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当取引所がこれにより難いと認めた場合は、書面により行う。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

されたプログラムに従い買付けの注文が行われることとなっており、かつ、特別の勘定で管理されている場合に限る。)

a・b (略)

(15) (略)

(外国株券等の円滑な流通の確保)

第68条 外国株券及び転換社債型新株予約権付社債券(以下この条において「外国株券等」という。)について、幹事証券会社(幹事である証券会社又は外国証券会社をいう。)である取引参加者は、当取引所の市場における当該外国株券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。

(総取引高等の通知及び公表)

第75条 法第116条の規定による当取引所の市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当取引所がこれにより難いと認めた場合は、書面により行う。

(内閣総理大臣への報告)

第76条 法第117条の規定による当取引所の市場における毎日の総取引高等の内閣総理大臣への報告は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当取引所がこれにより難いと認めた場合は、書面により行う。

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引参加者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 株価指数オプション取引参加者とは、当取引所の市場において、株価指数オプション取引(法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち同項第2号に掲げる取引に準ずる取引として業務規程に定める取引(株価指数に係る取引に限る。)に係るものをいい、有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うための取引資格(以下「株価指数オプション取引資格」という。)を有する者をいう。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(取引参加者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 株価指数オプション取引参加者とは、当取引所の市場において、株価指数オプション取引(有価証券オプション取引のうち有価証券指数等先物取引に準ずる取引として業務規程に定める取引(株価指数に係る取引に限る。)に係るものをいい、有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うための取引資格(以下「株価指数オプション取引資格」という。)を有する者をいう。</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(公正な価格形成と円滑な流通の確保等)</p> <p>第3条 取引参加者は、当取引所の市場における公正な価格形成と円滑な流通を確保し、もって当取引所の取引所金融商品市場としての機能の維持及び向上に努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(公正な価格形成と円滑な流通の確保等)</p> <p>第3条 取引参加者は、当取引所の市場における公正な価格形成と円滑な流通を確保し、もって当取引所の取引所有価証券市場としての機能の維持及び向上に努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(取引資格の取得の申請及び承認)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 当取引所は、取引資格の取得申請者が、<u>金融商品取引業者(法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。)</u>であって、当取引所が定めるところによる審査により適当であると認める者に対して、取引資格の取得の承認を行う。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(取引資格の取得の申請及び承認)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 当取引所は、取引資格の取得申請者が、<u>証券会社又は証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)</u>第107条の3第1項第1号の政令で定める外国証券会社であって、当取引所が定めるところによる審査により適当であると認める者に対して、取引資格の取得の承認を行う。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(取引参加者代表者)</p> <p>第8条 取引参加者は、その代表取締役又は代表執行役のうちから、当取引所において当該取引参加者を代表するのに適当な者1人を、当取引所が定めるところにより、あらかじめ取引参加者代表者として当取引所に届け出なければならない。ただし、名古屋市に本店が</p>	<p>(取引参加者代表者)</p> <p>第8条 取引参加者は、その代表取締役又は代表執行役のうちから、当取引所において当該取引参加者を代表するのに適当な者1人を、当取引所が定めるところにより、あらかじめ取引参加者代表者として当取引所に届け出なければならない。ただし、名古屋市に本店が</p>

ない取引参加者は、取締役又は執行役（取引参加者が外国法人の場合は、日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者。以下この項において「取締役」という。）又は当該取引参加者の業務を総覧し、統括責任を有する者で、かつ、取締役に準ずる地位にあると認められる者をもって、その代表取締役又は代表執行役に代えることができる。

2 （略）

（連絡事務所）

第10条 取引参加者は、本店その他の営業所又は主たる事務所（取引参加者が外国法人の場合は、国内における主たる営業所又は事務所）で、当取引所との連絡上便利な場所にあるもののうちから、当取引所からの通知を受ける場所1か所を連絡事務所として当取引所に届け出なければならない。

（市場施設利用に関する責任の所在）

第19条 取引参加者は、業務上当取引所の市場の施設（当取引所が他の金融商品取引所の市場の施設を使用している場合の当該施設を含む。）の利用に関して受けた損害の賠償を請求する場合は、当取引所に対して行うものとする。

2 （略）

（合併等について承認を受ける義務）

第20条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ当取引所の承認を受けなければならない。

(1) 当該取引参加者が他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併（次条第6号及び第9号に掲げるものを除く。）

(2) 分割による事業の一部の他の法人への承継（次条第9号に掲げるものを除く。）

(3) 分割による事業の全部又は一部の他の法人からの承継（次条第7号、第9号及び第10号に掲げるものを除く。）

(4)・(5) （略）

2～5 （略）

ない取引参加者は、取締役又は執行役（取引参加者が外国証券会社の場合は、日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者。以下この項において「取締役」という。）又は当該取引参加者の業務を総覧し、統括責任を有する者で、かつ、取締役に準ずる地位にあると認められる者をもって、その代表取締役又は代表執行役に代えることができる。

2 （略）

（連絡事務所）

第10条 取引参加者は、本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所で、当取引所との連絡上便利な場所にあるもののうちから、当取引所からの通知を受ける場所1か所を連絡事務所として当取引所に届け出なければならない。

（市場施設利用に関する責任の所在）

第19条 取引参加者は、業務上当取引所の市場の施設（当取引所が他の証券取引所の市場の施設を使用している場合の当該施設を含む。）の利用に関して受けた損害の賠償を請求する場合は、当取引所に対して行うものとする。

2 （略）

（合併等について承認を受ける義務）

第20条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ当取引所の承認を受けなければならない。

(1) 当該取引参加者が他の会社と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併（次条第6号及び第9号に掲げるものを除く。）

(2) 分割による事業の一部の他の会社への承継（次条第9号に掲げるものを除く。）

(3) 分割による事業の全部又は一部の他の会社からの承継（次条第7号、第9号及び第10号に掲げるものを除く。）

(4)・(5) （略）

2～5 （略）

(届出事項)

第21条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめその内容を当取引所に届け出なければならない。

(1) 業務(金融商品取引業者にあつては、法第28条第1項第1号に掲げる業務をいう。)の廃止

(2) 当該取引参加者が他の法人と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該取引参加者が他の法人と合併して法人を設立する場合の当該合併

(3) (略)

(4) 分割による事業の全部の他の法人への承継

(5)～(13) (略)

(取引参加者の調査)

第23条 当取引所は、次の各号に掲げる場合その他当取引所の市場の運営上必要があると認める場合は、取引参加者に対し、当該取引参加者の業務又は財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当取引所の職員をして当該取引参加者の業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 取引参加者の法及びその関係法令(以下「法令」という。)、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則の遵守の状況の調査を行う場合

(2)・(3) (略)

(4) 他の金融商品取引所又は金融商品取引業協会(これらに相当する外国の団体を含む。)から有価証券の売買その他の取引等の公正の確保を図るための調査に関し、情報提供の要請があつた場合において、当取引所が当該要請に応じることが相当と認める場合

(緊急の場合の取引参加者の業務に関する規制)

第28条 当取引所は、別に定める場合のほか、当取引所の市場の運営にかんがみて緊急の必要があると認めるときは、取引参加者の全部又は一部に対し、その業務

(届出事項)

第21条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめその内容を当取引所に届け出なければならない。

(1) 証券業の廃止

(2) 当該取引参加者が他の会社と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該取引参加者が他の会社と合併して会社を設立する場合の当該合併

(3) (略)

(4) 分割による事業の全部の他の会社への承継

(5)～(13) (略)

(取引参加者の調査)

第23条 当取引所は、次の各号に掲げる場合その他当取引所の市場の運営上必要があると認める場合は、取引参加者に対し、当該取引参加者の営業又は財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当取引所の職員をして当該取引参加者の営業若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 取引参加者の法及びその関係法令(以下「法令」という。)若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則の遵守の状況の調査を行う場合

(2)・(3) (略)

(4) 他の証券取引所又は証券業協会(これらに相当する外国の団体を含む。)から有価証券の売買その他の取引等の公正の確保を図るための調査に関し、情報提供の要請があつた場合において、当取引所が当該要請に応じることが相当と認める場合

(緊急の場合の取引参加者の営業に関する規制)

第28条 当取引所は、別に定める場合のほか、当取引所の市場の運営にかんがみて緊急の必要があると認めるときは、取引参加者の全部又は一部に対し、その営業

に関して、必要かつ適当な規制を行うことができる。

(取引参加者の処分)

第37条 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、当該各号に定める処分を行うことができる。

(1)～(7) (略)

(8) 前各号のほか、取引参加者が法令(取引参加者が外国法人であって金融商品取引業者である場合には外国金融商品取引法令を含む。以下この条及び第42条において同じ。)、法令に基づいてする行政官庁の処分又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、取引参加者が法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反し、よって当取引所の信用を著しく失墜させたと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの処分を行うことができる。

3・4 (略)

(取引参加者に対する処置)

第38条 (略)

2～3 (略)

4 当取引所は、取引参加者が第21条第1号に掲げる事項について当取引所へ届出を行った場合又は同条第2号から第5号までのいずれかに掲げる事項に係る公告を行った場合において、取引資格の喪失申請を行わないときは、当該取引参加者を審問のうえ、当該取引参

に関して、必要かつ適当な規制を行うことができる。

(取引参加者の処分)

第37条 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、当該各号に定める処分を行うことができる。

(1)～(7) (略)

(8) 前各号のほか、取引参加者が法令若しくは金融先物取引法(昭和63年法律第77号)及びその関係法令(取引参加者が外国証券会社である場合には外国証券法令又は外国金融先物取引法令を含む。以下この条において同じ。)若しくはこれらに基づいてする行政官庁の処分又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、取引参加者が法令若しくは金融先物取引法及びその関係法令又はこれらに基づいてする行政官庁の処分に違反し、よって当取引所の信用を著しく失墜させたと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの処分を行うことができる。

3・4 (略)

(取引参加者に対する処置)

第38条 (略)

2～3 (略)

4 当取引所は、取引参加者が第21条第1号から第5号までのいずれかに掲げる事項に係る公告を行った場合において、取引資格の喪失申請を行わないときは、当該取引参加者を審問のうえ、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算

加者の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができる。

5 （略）

（法令により処分を受けた取引参加者に対する措置）

第42条 取引参加者が法令により業務の全部若しくは一部の停止又は登録の取消しの処分を受けた場合には、当取引所は、直ちに当該取引参加者について、その処分の内容に応じ、当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくはは制限又は取引資格の取消しを行う。

（取引の信義則違反）

第45条 第37条第1項第8号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他当取引所が規則により定める行為で、当取引所の市場の運営にかんがみて、当取引所の信用を失墜し、又は当取引所若しくは当取引所の取引参加者に対する信義に背反する行為をいう。

- (1) 当取引所の業務又は他の取引参加者の業務に干渉し又はこれを妨げること。
- (2) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又はこれらと類似の取引に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。

(3) （略）

（取引参加者に対する勧告）

第46条 当取引所は、取引参加者の業務又は財産の状況が、当取引所の市場の運営にかんがみて、適当でないとき認めるときは、当該取引参加者に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。

2 （略）

取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができる。

5 （略）

（法令により処分を受けた取引参加者に対する措置）

第42条 取引参加者が法令（取引参加者が外国証券会社である場合には外国証券法令を含む。）により業務の全部若しくは一部の停止又は登録の取消しの処分を受けた場合には、当取引所は、直ちに当該取引参加者について、その処分の内容に応じ、当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくはは制限又は取引資格の取消しを行う。

（取引の信義則違反）

第45条 第37条第1項第8号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他当取引所が規則により定める行為で、当取引所の市場の運営にかんがみて、当取引所の信用を失墜し、又は当取引所若しくは当取引所の取引参加者に対する信義に背反する行為をいう。

- (1) 当取引所の業務又は他の取引参加者の営業に干渉し又はこれを妨げること。
- (2) 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又はこれらと類似の取引に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。

(3) （略）

（取引参加者に対する勧告）

第46条 当取引所は、取引参加者の営業又は財産の状況が、当取引所の市場の運営にかんがみて、適当でないとき認めるときは、当該取引参加者に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。

2 （略）

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券債務引受業を行う者の指定)</p> <p>第3条 当取引所は、当取引所の市場において成立した有価証券の売買に関し、<u>金融商品債務引受業</u>を行わせる<u>金融商品取引清算機関</u>として、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)を指定する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(有価証券債務引受業を行う者の指定)</p> <p>第3条 当取引所は、当取引所の市場において成立した有価証券の売買に関し、<u>有価証券債務引受業</u>を行わせる<u>証券取引清算機関</u>として、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)を指定する。</p>

信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信用取引に関する通知書の送付)</p> <p>第6条 取引参加者は、信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該信用取引に関する通知書を毎月送付するものとする。ただし、顧客が<u>認可金融商品取引業協会</u>に所属する<u>金融商品取引業者</u>である場合には、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 取引参加者は、第1項の規定による通知書の送付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって<u>金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第56条(第1項第1号二、第2項第3号口及び第4号を除き、同項第3号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは「を記録した」と読み替える。)</u>に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取引参加者は当該通知書を送付したものとみなす。</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(信用取引に関する通知書の送付)</p> <p>第6条 取引参加者は、信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該信用取引に関する通知書を毎月送付するものとする。ただし、顧客が<u>証券業協会</u>に所属する<u>証券会社又は外国証券会社</u>である場合には、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 取引参加者は、第1項の規定による通知書の送付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって<u>証券会社に関する内閣府令(平成10年総理府・大蔵省令第32号)第30条の2において準用する同第29条の2(第1項第1号二、第2項第3号、第4号口及び第5号を除く。)</u>に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取引参加者は当該通知書を送付したものとみなす。</p> <p>5 (略)</p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申請による上場)</p> <p>第2条 有価証券の上場は、当該有価証券の発行者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第20号に掲げる有価証券(以下「預託証券」という。))については、当該預託証券に表示される権利に係る有価証券を発行する者をいう。以下同じ。)からの申請により行うものとする。</p> <p>2 当取引所に上場している株券(法第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第9号に掲げる株券の性質を有するもの(以下「外国株券」という。))を含む。以下同じ。)の発行者(以下「上場会社」という。)が行う新設合併、株式移転又は新設分割(当取引所が定めるものに限る。)によって設立される会社(外国会社を含む。以下同じ。)が発行する有価証券については、その設立前(当該上場会社の当該新設合併、株式移転又は新設分割に係る株主総会の決議後に限る。)においても上場申請できることとし、当該設立前の上場申請に基づく有価証券の上場は、当該上場会社からの申請により行うものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所が定めるところによるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、国債証券及び法第125条の上場命令に基づき上場する株券については、適用しない。</p>	<p>(申請による上場)</p> <p>第2条 有価証券の上場は、当該有価証券の発行者(証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第10号の3に掲げる有価証券(以下「預託証券」という。))については、当該預託証券に表示される権利に係る有価証券を発行する者をいう。以下同じ。)からの申請により行うものとする。</p> <p>2 当取引所に上場している株券(法第2条第1項第9号に掲げる有価証券で同項第6号に掲げる株券の性質を有するもの(以下「外国株券」という。))を含む。以下同じ。)の発行者(以下「上場会社」という。)が行う新設合併、株式移転又は新設分割(当取引所が定めるものに限る。)によって設立される会社(外国会社を含む。以下同じ。)が発行する有価証券については、その設立前(当該上場会社の当該新設合併、株式移転又は新設分割に係る株主総会の決議後に限る。)においても上場申請できることとし、当該設立前の上場申請に基づく有価証券の上場は、当該上場会社からの申請により行うものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所が定めるところによるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、国債証券及び法第111条の上場命令に基づき上場する株券については、適用しない。</p>
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)~(6)の2 (略)</p> <p>(7) 新規上場申請者の幹事金融商品取引業者(幹事である金融商品取引業者をいう。)である当取引所の取引参加者(取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第3項に規定するIPO取引参加者をいう。以下同じ。)(以下「幹事取引参加者」という。)が作成した当取引所所定の推薦書</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)~(6)の2 (略)</p> <p>(7) 新規上場申請者の幹事証券会社(幹事である証券会社又は外国証券会社をいう。)である当取引所の取引参加者(取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第3項に規定するIPO取引参加者をいう。以下同じ。)(以下「幹事取引参加者」という。)が作成した当取引所所定の推薦書</p>

ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、添付を要しない。

(8)～(11) (略)

3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) (略)

(2) 株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第4号に該当する新規上場申請者

a (略)

b 上場申請に係る株券が当該外国会社の属する国（以下「本国」という。）その他の本邦以外の地域（以下「外国」という。）の金融商品取引所又は外国の組織された店頭市場（以下「外国の金融商品取引所等」という。）において上場又は継続的に取引されることが明らかであることを証する書面

c (略)

(3)・(4) (略)

4～11 (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、添付を要しない。

(8)～(11) (略)

3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) (略)

(2) 株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第4号に該当する新規上場申請者

a (略)

b 上場申請に係る株券が当該外国会社の属する国（以下「本国」という。）その他の本邦以外の地域（以下「外国」という。）の証券取引所又は外国の組織された店頭市場（以下「外国の証券取引所等」という。）において上場又は継続的に取引されることが明らかであることを証する書面

c (略)

(3)・(4) (略)

4～11 (略)

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号まで及び前項第1号から第3号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」及び同項第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場外国株券が、その上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該合併に係る存続会社の株券が<u>外国の金融商品取引所等</u>において直ちに上場又は継続的に取引される 当該合併に係る存続会社</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 上場外国株券が、その上場会社の外国持株会社（株式を所有することにより他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする外国会社をいう。以下同じ。）への組織変更により株券上場廃止基準第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券が<u>外国の金融商品取引所等</u>において直ちに上場又は継続的に取引される 当該外国持株会社</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号まで及び前項第1号から第3号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」及び同項第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場外国株券が、その上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該合併に係る存続会社の株券が<u>外国の証券取引所等</u>において直ちに上場又は継続的に取引される 当該合併に係る存続会社</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 上場外国株券が、その上場会社の外国持株会社（株式を所有することにより他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする外国会社をいう。以下同じ。）への組織変更により株券上場廃止基準第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券が<u>外国の証券取引所等</u>において直ちに上場又は継続的に取引される 当該外国持株会社</p> <p>(5) (略)</p>

(セントレックスへの上場審査基準)

第6条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第4号まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」及び同項第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) (略)

(2) 上場外国株券が、セントレックスの上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条の2第2項第3号の規定による第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該合併に係る存続会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引される

当該合併に係る存続会社

(3) (略)

(4) 上場外国株券が、セントレックスの上場会社の外国持株会社への組織変更により株券上場廃止基準第2条の2第2項第3号の規定による第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引される

当該外国持株会社

(5) (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

(セントレックスへの上場審査基準)

第6条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第4号まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」及び同項第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) (略)

(2) 上場外国株券が、セントレックスの上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条の2第2項第3号の規定による第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該合併に係る存続会社の株券が外国の証券取引所等において直ちに上場又は継続的に取引される

当該合併に係る存続会社

(3) (略)

(4) 上場外国株券が、セントレックスの上場会社の外国持株会社への組織変更により株券上場廃止基準第2条の2第2項第3号の規定による第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券が外国の証券取引所等において直ちに上場又は継続的に取引される

当該外国持株会社

(5) (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧
対照表

新	旧
<p>(目的等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な<u>金融商品市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国株券の発行者(以下「上場外国会社」という。)に対するこの項、次項、第4項、第5項及び第9項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～o (略)</p> <p>p 国内の<u>金融商品取引所</u>又は<u>外国の金融商品取引所</u>等に対する株券の上場の廃止又は登録の取消しに係る申請</p> <p>q～s (略)</p> <p>t 当該上場会社が発行者である株券等に係る前s前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る<u>金融商品取引法</u>施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第31条に規定する買集め行為(以下このtにおいて「公開買付け等」という。)に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意</p>	<p>(目的等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な<u>証券市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国株券の発行者(以下「上場外国会社」という。)に対するこの項、次項、第4項、第5項及び第9項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～o (略)</p> <p>p 国内の<u>証券取引所</u>又は<u>外国の証券取引所</u>等に対する株券の上場の廃止又は登録の取消しに係る申請</p> <p>q～s (略)</p> <p>t 当該上場会社が発行者である株券等に係る前s前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る<u>証券取引法</u>施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第31条に規定する買集め行為(以下このtにおいて「公開買付け等」という。)に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表</p>

見の公表若しくは株主に対する表示

u ~ a d (略)

a e 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等(法第193条の2第1項の監査証明(以下「監査証明」という。))又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。))第1条の3に規定する監査証明に相当すると認められる証明(以下「監査証明に相当する証明」という。))をいう。以下同じ。))を行う公認会計士等の異動

a f ~ a i (略)

(2) 次に掲げる事実が発生した場合

a ~ p (略)

q 保有有価証券(当該上場会社の子会社株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。)の全部又は一部について、事業年度又は中間会計期間の末日における時価額(当該日の金融商品取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格)により算出した価額)が帳簿価額を下回ったこと(当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。))。

r ~ s (略)

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。))を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

u ~ w (略)

(3) ~ (5) (略)

2 ~ 9 (略)

若しくは株主に対する表示

u ~ a d (略)

a e 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等(法第193条の2第1項の監査証明(以下「監査証明」という。))又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。))第1条の3に規定する監査証明に相当すると認められる証明(以下「監査証明に相当する証明」という。))をいう。以下同じ。))を行う公認会計士等の異動

a f ~ a i (略)

(2) 次に掲げる事実が発生した場合

a ~ p (略)

q 保有有価証券(当該上場会社の子会社株式以外の国内の証券取引所に上場している有価証券に限る。)の全部又は一部について、事業年度又は中間会計期間の末日における時価額(当該日の証券取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の証券取引所における最終価格)により算出した価額)が帳簿価額を下回ったこと(当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。))。

r ~ s (略)

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。))を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

u ~ w (略)

(3) ~ (5) (略)

2 ~ 9 (略)

(会社情報の開示の方法)

第2条の3 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、上場有価証券の発行者は、当取引所所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該開示に係る資料(以下「公開通知書等」という。)の当取引所への提出をもって同項に規定するT D n e tによる開示資料の送信に代えることができる。この場合において、当該上場有価証券の発行者が国内の他の金融商品取引所(T D n e tが設置されている金融商品取引所に限る。)に上場されている有価証券の発行者であるときは、当取引所が適当と認める書類を当該金融商品取引所に提出したときは、当取引所に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。

4 ~ 6 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) ~ (11) (略)

(12) 公募(一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。)又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格(他の種類の株式への転換(株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の種類の株式を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。))が行われる株式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債(新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託

(会社情報の開示の方法)

第2条の3 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、上場有価証券の発行者は、当取引所所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該開示に係る資料(以下「公開通知書等」という。)の当取引所への提出をもって同項に規定するT D n e tによる開示資料の送信に代えることができる。この場合において、当該上場有価証券の発行者が国内の他の証券取引所(T D n e tが設置されている証券取引所に限る。)に上場されている有価証券の発行者であるときは、当取引所が適当と認める書類を当該証券取引所に提出したときは、当取引所に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。

4 ~ 6 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) ~ (11) (略)

(12) 公募(一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。)又は売出しに係る元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格(他の種類の株式への転換(株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の種類の株式を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。))が行われる株式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債(新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する

証券を含む。)にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格)

(13) (略)

2・3 (略)

(権利確定のための期間又は期日の届出及び公告)

第6条 上場外国会社は、議決権を行使する者、配当若しくは株式の割当てを受ける者その他株主として権利を行使すべき者を確定するために一定の期間又は期日を定める場合には、当該期間又は期日をその2週間前(当該上場外国会社の本国及び当該上場外国会社が発行者である株券が上場又は継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の所在する国(以下「本国等」という。))において要する届出及び公告の期限が当該期間又は期日の前2週間に満たない場合は、当該期限前)に当取引所に届け出るものとし、かつ、本邦内において公告するものとする。ただし、当取引所が別に定める場合の公告については、当該公告を省略することができる。

2・3 (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

預託証券を含む。)にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格)

(13) (略)

2・3 (略)

(権利確定のための期間又は期日の届出及び公告)

第6条 上場外国会社は、議決権を行使する者、配当若しくは株式の割当てを受ける者その他株主として権利を行使すべき者を確定するために一定の期間又は期日を定める場合には、当該期間又は期日をその2週間前(当該上場外国会社の本国及び当該上場外国会社が発行者である株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等の所在する国(以下「本国等」という。))において要する届出及び公告の期限が当該期間又は期日の前2週間に満たない場合は、当該期限前)に当取引所に届け出るものとし、かつ、本邦内において公告するものとする。ただし、当取引所が別に定める場合の公告については、当該公告を省略することができる。

2・3 (略)

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定基準)</p> <p>第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、第1号から第5号まで及び第8号並びに当取引所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa及びbに適合すること。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が最近の基準日等の後に行った公募、売出し又は数量制限付分売(業務規程第41条又は国内の他の金融商品取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。)の内容等を通知した場合の株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(3)~(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(指定基準)</p> <p>第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、第1号から第5号まで及び第8号並びに当取引所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa及びbに適合すること。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が最近の基準日等の後に行った公募、売出し又は数量制限付分売(業務規程第41条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。)の内容等を通知した場合の株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(3)~(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 上場銘柄が外国株券である場合には、前項第4号から第19号まで(第13号、第14号及び第16号を除く。)のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) <u>外国の金融商品取引所等</u>における上場廃止等 次のa又はbに該当する場合。ただし、当該銘柄の<u>外国の金融商品取引所等</u>における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でない認められるときは、この限りでない。</p> <p>a <u>外国の金融商品取引所</u>に上場されている銘柄については、当該<u>金融商品取引所</u>における当該銘柄の上場廃止が決定されたとき。</p> <p>b (略)</p> <p>(2)~(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 上場銘柄が外国株券である場合には、前項第4号から第19号まで(第13号、第14号及び第16号を除く。)のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) <u>外国の証券取引所等</u>における上場廃止等 次のa又はbに該当する場合。ただし、当該銘柄の<u>外国の証券取引所等</u>における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でない認められるときは、この限りでない。</p> <p>a <u>外国の証券取引所</u>に上場されている銘柄については、当該<u>証券取引所</u>における当該銘柄の上場廃止が決定されたとき。</p> <p>b (略)</p> <p>(2)~(6) (略)</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第1条 株式会社名古屋証券取引所(以下「取引所」という。)の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託に関する契約については、この準則の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(外国証券取引口座に関する約款の交付等)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 取引参加者は、第1項の規定による外国証券取引口座に関する約款の交付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第56条に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該約款に記載すべき事項を提供することができる。この場合において、当該取引参加者は、当該顧客に当該約款を交付したものとみなす。</p> <p>4 取引参加者は、第1項の規定による申込書の受入れに代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第60条に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該顧客から当該申込書により行うべき申込みを受けることができる。この場合において、当該取引参加者は当該顧客から当該申込書の提出を受けたものとみなす。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(委託の際の指示事項)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 株式会社名古屋証券取引所(以下「取引所」という。)の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託に関する契約については、この準則の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(外国証券取引口座に関する約款の交付等)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 取引参加者は、第1項の規定による外国証券取引口座に関する約款の交付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって証券会社に関する内閣府令(平成10年総理府・大蔵省令第32号)第29条の2に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該約款に記載すべき事項を提供することができる。この場合において、当該取引参加者は、当該顧客に当該約款を交付したものとみなす。</p> <p>4 取引参加者は、第1項の規定による申込書の受入れに代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって証券会社に関する内閣府令第31条の2に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該顧客から当該申込書により行うべき申込みを受けることができる。この場合において、当該取引参加者は当該顧客から当該申込書の提出を受けたものとみなす。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(委託の際の指示事項)</p>

第6条 顧客は、有価証券の売買の委託（次条及び第7条に規定する有価証券の売買の委託を除く。）をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。

(1)～(7)（略）

(8) 空売りを行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第10条各号に規定する取引を除き、その旨

(9)・(10)（略）

(11) 顧客が取次者（取引参加者に有価証券の売買の委託をした顧客が、金融商品取引業者である場合であって、当該委託が取引参加者に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。）である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときは、その旨

(12)（略）

2・3（略）

4 顧客は、第1項第8号の指示を行う空売りを委託する場合には、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条各号に規定する取引であるか否かの別を、取引参加者に対し明らかにするものとする。

（利子の日割計算）

第15条（略）

2 前項本文の規定にかかわらず、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の11に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買及び非課税扱いの条件が付された売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として取引所が定める額を差し引かないものとする。

（寄託証券の本邦以外の国等の金融商品市場等での売却又は返還）

第28条の2 顧客が寄託証券を本邦以外の国等の金融商品市場等において売却する場合又は寄託証券の返還を受けようとする場合は、取引参加者は、当該寄託証券を現地保管機関から取引参加者又は取引参加者の指定する保管機関に保管替えの後に、売却又は顧客に返還するものとする。

2（略）

第6条 顧客は、有価証券の売買の委託（次条及び第7条に規定する有価証券の売買の委託を除く。）をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。

(1)～(7)（略）

(8) 空売りを行おうとするときは、有価証券の空売りに関する内閣府令（平成4年大蔵省令第50号）第1条各号に規定する取引を除き、その旨

(9)・(10)（略）

(11) 顧客が取次者（取引参加者に有価証券の売買の委託をした顧客が、証券会社又は外国証券会社である場合であって、当該委託が取引参加者に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。）である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときは、その旨

(12)（略）

2・3（略）

4 顧客は、第1項第8号の指示を行う空売りを委託する場合には、有価証券の空売りに関する内閣府令第3条各号に規定する取引であるか否かの別を、取引参加者に対し明らかにするものとする。

（利子の日割計算）

第15条（略）

2 前項本文の規定にかかわらず、証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買及び非課税扱いの条件が付された売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として取引所が定める額を差し引かないものとする。

（寄託証券の本邦以外の国等の有価証券市場等での売却又は返還）

第28条の2 顧客が寄託証券を本邦以外の国等の有価証券市場等において売却する場合又は寄託証券の返還を受けようとする場合は、取引参加者は、当該寄託証券を現地保管機関から取引参加者又は取引参加者の指定する保管機関に保管替えの後に、売却又は顧客に返還するものとする。

2（略）

(個人データの第三者提供に関する同意)

第28条の9 顧客は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該顧客の個人データ(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第4項に規定する個人データであって当該顧客の住所、氏名、所有する外国証券の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。)が、提供されることがあることに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 寄託証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は本邦以外の国等の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下この号において「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合

当該寄託証券の発行者

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第38条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第43条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券(外国投資証券及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。))を含む。)

100分の80

(2) (略)

(3) 地方債証券(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の85

(4) (略)

(5) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号に掲げる有価証券又は

(個人データの第三者提供に関する同意)

第28条の9 顧客は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該顧客の個人データ(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第4項に規定する個人データであって当該顧客の住所、氏名、所有する外国証券の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。)が、提供されることがあることに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 寄託証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は本邦以外の国等の法令又は証券取引所等の定める規則(以下この号において「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合

当該寄託証券の発行者

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第38条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第43条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1) 国内の証券取引所に上場されている株券(外国投資証券及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。))を含む。)

100分の70

(2) (略)

(3) 地方債証券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の85

(4) (略)

(5) 国内の証券取引所に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以

同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100分の85

(6) 国内の金融商品取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の80

(7) 国内の金融商品取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の80

(8) 国内の金融商品取引所に上場されている外国国債証券 100分の85

(9) 国内の金融商品取引所に上場されている外国地方債証券 100分の85

(10)・(11)（略）

(12) 前4号に掲げる債券の発行者を除く外国法人の発行する円貨建外国債券（国内の金融商品取引所に上場されているものに限る。） 100分の85

(13) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）

公社債投資信託の受益証券 100分の85

その他のもの 100分の80

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取

下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の85

(6) 国内の証券取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

(7) 国内の証券取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

(8) 国内の証券取引所に上場されている外国国債証券 100分の85

100分の85

(9) 国内の証券取引所に上場されている外国地方債証券 100分の85

100分の85

(10)・(11)（略）

(12) 前4号に掲げる債券の発行者を除く外国法人の発行する円貨建外国債券（国内の証券取引所に上場されているものに限る。） 100分の85

100分の85

(13) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）

公社債投資信託の受益証券 100分の85

その他のもの 100分の70

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所

引所に上場されているもの

国内の金融商品取引所における最終価格（国内の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

- (2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの

社団法人投資信託協会が発表する時価

- (3) (略)

- (4) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

国内の金融商品取引所における最終価格（国内の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

（信用取引に係る委託保証金の引出し等の制限）

第42条 (略)

- 2 前項第1号から第4号まで及び第6号並びに次条第3項の約定価額は、信用取引に係る一切の有価証券のうち権利落後の有価証券があり、権利の価額を当該有価証券の売付代金又は買付代金から控除することにより未決済勘定の決済を行う場合（前項第1号（充当する際に限り、当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。）及び第2号（当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。）並びに次条第3項の約定価額は、顧客が金融商品取引業者と当該決済を行うことを約している場合を含む。）には、権利の価額を控除した価額とする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

に上場されているもの

国内の証券取引所における最終価格（国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

- (2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

- (3) (略)

- (4) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

国内の証券取引所における最終価格（国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

（信用取引に係る委託保証金の引出し等の制限）

第42条 (略)

- 2 前項第1号から第4号まで及び第6号並びに次条第3項の約定価額は、信用取引に係る一切の有価証券のうち権利落後の有価証券があり、権利の価額を当該有価証券の売付代金又は買付代金から控除することにより未決済勘定の決済を行う場合（前項第1号（充当する際に限り、当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。）及び第2号（当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。）並びに次条第3項の約定価額は、顧客が証券会社と当該決済を行うことを約している場合を含む。）には、権利の価額を控除した価額とする。

発行日取引の委託について約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>私は貴社に発行日取引を委託するに際し、法令、その発行日取引を執行する<u>金融商品取引所</u>（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則、決定事項及び慣行中、発行日取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。</p> <p>（期限の利益の喪失）</p> <p>第1条 私が次に掲げる事項の一に該当したときは、貴社から通知、催告等がなくても、貴社に対する発行日取引にかかるすべての債務について、当然期限の利益を失い、ただちに弁済すること。</p> <p>(1) 差押、仮差押若しくは競売の申立て、又は破産手続開始、再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>2 私が次に掲げる事項の一に該当したときは、貴社の請求により、貴社に対する発行日取引にかかるすべての債務について期限の利益を失い、ただちに弁済すること。</p> <p>(1) 貴社との<u>金融商品取引</u>に関し負担する債務の一の履行を怠り、又は貴社に対する取引の約定の一に違背したとき</p> <p>(2)（略）</p> <p>平成 年 月 日 住 所 委 託 者 氏名又は名称 印 殿</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>私は貴社に発行日取引を委託するに際し、法令、その発行日取引を執行する<u>証券取引所</u>（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則、決定事項及び慣行中、発行日取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。</p> <p>（期限の利益の喪失）</p> <p>第1条 私が次に掲げる事項の一に該当したときは、貴社から通知、催告等がなくても、貴社に対する発行日取引にかかるすべての債務について、当然期限の利益を失い、ただちに弁済すること。</p> <p>(1) 差押、仮差押若しくは競売の申立て、又は破産、再生手続開始、<u>会社整理開始</u>若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>2 私が次に掲げる事項の一に該当したときは、貴社の請求により、貴社に対する発行日取引にかかるすべての債務について期限の利益を失い、ただちに弁済すること。</p> <p>(1) 貴社との<u>証券取引</u>に関し負担する債務の一の履行を怠り、又は貴社に対する取引の約定の一に違背したとき</p> <p>(2)（略）</p> <p>平成 年 月 日 住 所 委 託 者 氏名又は名称 印 <u>証券株式会社</u>殿</p>

信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において信用取引を行います。つきましては、貴社に信用取引口座を設定するに際し、<u>金融商品取引法</u>その他の法令、信用取引に係る売買を執行する<u>取引所金融商品市場</u>を開設する<u>金融商品取引所</u>（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則及び決定事項並びに慣行中、信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、当該取引所の諸規則において定めるところに従います。</p> <p>（<u>通知金融商品取引業者</u>に該当した場合の措置）</p> <p>第14条 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引（以下「当該信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け及び買付けを行うことができなくなること。</p> <p>(1) 貴社が<u>金融商品取引法</u>に定める<u>通知金融商品取引業者</u>に該当し、基金が貴社の顧客分別金信託の受益権を行使したとき。</p> <p>(2) 貴社が<u>金融商品取引法</u>に定める<u>認定金融商品取引業者</u>に該当し、基金がその公告を行ったとき。</p> <p>2 （略）</p> <p>（認定等に伴う措置に係る請求）</p> <p>第15条 貴社が<u>通知金融商品取引業者</u>又は<u>認定金融商品取引業者</u>に該当した場合において、前条に定める取扱いその他当該取引所の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被ったときであっても、当該取引所に対してその損害の賠償を請求しないこと。</p> <p>（電磁的方法による書面の授受）</p>	<p>私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において信用取引を行います。つきましては、貴社に信用取引口座を設定するに際し、<u>証券取引法</u>その他の法令、信用取引に係る売買を執行する<u>取引所有価証券市場</u>を開設する<u>証券取引所</u>（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則及び決定事項並びに慣行中、信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、当該取引所の諸規則において定めるところに従います。</p> <p>（<u>通知証券会社</u>に該当した場合の措置）</p> <p>第14条 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引（以下「当該信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け及び買付けを行うことができなくなること。</p> <p>(1) 貴社が<u>証券取引法</u>に定める<u>通知証券会社</u>に該当し、基金が貴社の顧客分別金信託の受益権を行使したとき。</p> <p>(2) 貴社が<u>証券取引法</u>に定める<u>認定証券会社</u>に該当し、基金がその公告を行ったとき。</p> <p>2 （略）</p> <p>（認定等に伴う措置に係る請求）</p> <p>第15条 貴社が<u>通知証券会社</u>又は<u>認定証券会社</u>に該当した場合において、前条に定める取扱いその他当該取引所の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被ったときであっても、当該取引所に対してその損害の賠償を請求しないこと。</p> <p>（電磁的方法による書面の授受）</p>

第25条 貴社は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令60条に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、第18条及び第19条に規定する書面（印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。）の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること又は報告若しくは届出を受けることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの又は報告若しくは届出を受けたものとみなされること。

2 （略）

平成 年 月 日

住 所

委 託 者

氏名又は名称

印

殿

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

第25条 貴社は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって証券会社に関する内閣府令第31条の2に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、第18条及び第19条に規定する書面（印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。）の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること又は報告若しくは届出を受けることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの又は報告若しくは届出を受けたものとみなされること。

2 （略）

平成 年 月 日

住 所

委 託 者

氏名又は名称

印

証券株式会社殿

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特
例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼 値)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 終値取引の呼値は、次の各号に定める値段(半休日 においては、第3号に定める値段を除く。)により行 うものとする。</p> <p>(1) 前日終値(前日(休業日に当たるときは、順次繰 り上げる。以下同じ。)の普通取引(当取引所が定 める銘柄については、当取引所が銘柄ごとにあらか じめ指定した国内の他の金融商品取引所(以下「指 定取引所」という。)における普通取引をいう。以 下同じ。)における最終値段(呼値に関する規則第1 2条及び第13条の規定により気配表示された最終気配 値段並びに指定取引所が定めるところにより気配表 示が行われている場合の当該最終気配値段を含む。 第3号において同じ。)をいう。以下同じ。)。た だし、普通取引における規程第25条第1項の規定に より定める配当落等の期日、同第26条の規定により 定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更 期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還 請求権に係る権利落として売買を行う期日におい ては、当取引所がその都度定める値段とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 ~ 6 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(呼 値)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 終値取引の呼値は、次の各号に定める値段(半休日 においては、第3号に定める値段を除く。)により行 うものとする。</p> <p>(1) 前日終値(前日(休業日に当たるときは、順次繰 り上げる。以下同じ。)の普通取引(当取引所が定 める銘柄については、当取引所が銘柄ごとにあらか じめ指定した国内の他の証券取引所(以下「指定取 引所」という。)における普通取引をいう。以下同 じ。)における最終値段(呼値に関する規則第12条 及び第13条の規定により気配表示された最終気配 値段並びに指定取引所が定めるところにより気配表 示が行われている場合の当該最終気配値段を含む。第 3号において同じ。)をいう。以下同じ。)。た だし、普通取引における規程第25条第1項の規定に より定める配当落等の期日、同第26条の規定により 定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更 期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還 請求権に係る権利落として売買を行う期日におい ては、当取引所がその都度定める値段とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 ~ 6 (略)</p>

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(総取引高等の通知及び公表)</p> <p>第22条 <u>金融商品取引法</u> (昭和23年法律第25号) <u>第130条</u>の規定による当取引所の相対交渉市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、電子情報媒体等を通じて行うものとする。ただし、第14条第1項の規定に基づく単一銘柄取引(売付け及び買付けの双方が顧客(証券会社及び外国証券会社を除く。)の委託によるものを除く。)の約定代金が当取引所の定める金額以上の場合には、当取引所の定める日時に当該通知及び公表を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(総取引高等の通知及び公表)</p> <p>第22条 <u>証券取引法</u> (昭和23年法律第25号) <u>第116条</u>の規定による当取引所の相対交渉市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、電子情報媒体等を通じて行うものとする。ただし、第14条第1項の規定に基づく単一銘柄取引(売付け及び買付けの双方が顧客(証券会社及び外国証券会社を除く。)の委託によるものを除く。)の約定代金が当取引所の定める金額以上の場合には、当取引所の定める日時に当該通知及び公表を行うものとする。</p>

国債証券に関する業務規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、国債証券の売買等について、業務規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(売買立会時)</p> <p>第2条 国債証券の売買立会は、午後1時から1時30分まで(半休日においては、午前9時30分から10時まで)の間において、銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとする。ただし、次条に規定する条件付取引の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、国債証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第108条の2第3項の規定により国債証券とみなされる標準物を除く。以下同じ。)の売買等について、業務規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(売買立会時)</p> <p>第2条 国債証券の売買立会は、午後1時から1時30分まで(半休日においては、午前9時30分から10時まで)の間において、各銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとする。ただし、次条に規定する条件付取引の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。</p>

外国債券に関する業務規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、外国債券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、同項第1号から第5号までに掲げるものの性質を有する債券(新株予約権付社債券等及び交換社債券を除く。)をいう。以下同じ。)の売買等について、業務規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、外国債券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、同項第1号から第4号までに掲げるものの性質を有する債券(新株予約権付社債券等、交換社債券及び同法第108条の2第3項の規定により外国国債証券とみなされる標準物を除く。)をいう。以下同じ。)の売買等について、業務規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 当取引所所定の適時開示に係る宣誓書及び当取引所が定める添付書類。ただし、上場会社及び上場債券の発行者並びに<u>金融商品取引法</u>(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第1号、第2号及び第3号に定める有価証券の発行者については、提出を要しない。</p> <p>2 債券の上場を申請しようとする者が、次の各号に該当する者の場合は、前項各号に掲げる書類のほか、当該各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、同項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する債券(以下「外国国債証券等」という。)の発行者(<u>金融商品取引法施行令</u>(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第2条の11に定める債券の発行者を除く。)</p> <p>当取引所が定める発行者概況書</p> <p>(3) 施行令第2条の11に定める債券の発行者</p> <p>a～c (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 当取引所所定の適時開示に係る宣誓書及び当取引所が定める添付書類。ただし、上場会社及び上場債券の発行者並びに<u>証券取引法</u>(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第1号、第2号及び第3号に定める有価証券の発行者については、提出を要しない。</p> <p>2 債券の上場を申請しようとする者が、次の各号に該当する者の場合は、前項各号に掲げる書類のほか、当該各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、同項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する債券(以下「外国国債証券等」という。)の発行者(<u>証券取引法施行令</u>(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第2条に定める債券の発行者を除く。)</p> <p>当取引所が定める発行者概況書</p> <p>(3) 施行令第2条に定める債券の発行者</p> <p>a～c (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(社債券以外の債券の上場)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の債券のうち、外国国債証券等(施行令第2条の11に定める債券を除く。)については、同項に定めるほか、当該債券の発行者の概況を勘案するものとする。</p> <p>(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 上場外国国債証券等(施行令第2条の11に定める債券を除く。)の発行者は、第2条第2項第2号の規定</p>	<p>(社債券以外の債券の上場)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の債券のうち、外国国債証券等(施行令第2条に定める債券を除く。)については、同項に定めるほか、当該債券の発行者の概況を勘案するものとする。</p> <p>(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 上場外国国債証券等(施行令第2条に定める債券を除く。)の発行者は、第2条第2項第2号の規定によ</p>

により提出した発行者概況書を、当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

り提出した発行者概況書を、当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正
新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 当該銘柄が上場されている国内の他の<u>金融商品取引所</u>の定める上場廃止の基準に該当していないこと。</p> <p>d (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社が国内の他の<u>金融商品取引所</u>に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該合併により当該転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の<u>金融商品取引所</u>において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>(5) 上場会社が国内の他の<u>金融商品取引所</u>に株券が上場されている非上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該吸収分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の<u>金融商品取引所</u>において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 当該銘柄が上場されている国内の他の<u>証券取引所</u>の定める上場廃止の基準に該当していないこと。</p> <p>d (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社が国内の他の<u>証券取引所</u>に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該合併により当該転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の<u>証券取引所</u>において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>(5) 上場会社が国内の他の<u>証券取引所</u>に株券が上場されている非上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該吸収分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の<u>証券取引所</u>において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p>

と。

(6) (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の金融商品取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券と引換えに、当該他の会社（上場会社である場合に限る。）の発行する転換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の当該他の会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第2号bからdまでに掲げる基準に適合するものであり、かつ、第4条第2項第1号に掲げる基準に該当しないものであること。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

と。

(6) (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券と引換えに、当該他の会社（上場会社である場合に限る。）の発行する転換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の当該他の会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 第3条第1項第2号bからdまでに掲げる基準に適合するものであり、かつ、第4条第2項第1号に掲げる基準に該当しないものであること。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)</p> <p>第5条 <u>受益証券の上場を申請した者は、第2条の規定により提出した書類のうち当取引所が定める書類及び第2条の2第2項の規定により提出した宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p>(投資信託委託会社が行う適時開示等)</p> <p>第6条 <u>投資信託委託会社(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。))第2条第11項に定める投資信託委託会社をいい、当該投資信託委託会社から委託者指図型投資信託の投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。)</u>は、内閣総理大臣等が<u>金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)</u>に基づき<u>投資信託委託会社</u>に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちにその事実を開示するとともに、当取引所に通知するものとする。</p> <p>2 <u>投資信託委託会社</u>は、次の各号に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)には、直ちにその事実を開示するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、当取引所に通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>法</u>に基づき<u>投資信託委託会社</u>が投資信託に関し内閣総理大臣等に対して行う承認の申請又は届出</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>3 <u>投資信託委託会社</u>は、投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引を行った場合(投資信託の受益者に対して同条に基づく書面の交付を要する場合に限る。)には、直ちにその事実を開示するとともに、当取引所に通知するものとする。</p> <p>4 <u>投資信託委託会社</u>は、当取引所が定めるときに該当する場合には、速やかに当取引所所定の適時開示に係</p>	<p>(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)</p> <p>第5条 <u>上場受益証券の発行者(以下「投資信託委託業者」という。)</u>は、第2条の規定により提出した書類のうち当取引所が定める書類及び第2条の2第2項の規定により提出した宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(投資信託委託業者が行う適時開示等)</p> <p>第6条 <u>投資信託委託業者</u>は、内閣総理大臣等が<u>投資信託法</u>に基づき<u>投資信託委託業者</u>に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちにその事実を開示するとともに、当取引所に通知するものとする。</p> <p>2 <u>投資信託委託業者</u>は、次の各号に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)には、直ちにその事実を開示するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、当取引所に通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>投資信託法</u>に基づき<u>投資信託委託業者</u>が投資信託に関し内閣総理大臣等に対して行う承認の申請</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>3 <u>投資信託委託業者</u>は、投資信託法第28条第1項各号に掲げる取引を行った場合(投資信託の受益者に対して同条に基づく書面の交付を要する場合に限る。)には、直ちにその事実を開示するとともに、当取引所に通知するものとする。</p> <p>4 <u>投資信託委託業者</u>は、当取引所が定めるときに該当する場合には、速やかに当取引所所定の適時開示に係</p>

る宣誓書及び当取引所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該投資信託委託会社は、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

5 前4項のほか、投資信託委託会社及び受益証券に関する情報の適時開示及び当取引所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるものとする。

6 (略)

7 第1項から第3項及び第5項の規定は、上場受益証券に関する情報の適時開示について投資信託委託会社が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、投資信託委託会社は、同各項の規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧)

第7条 投資信託委託会社は、次の各号に定める書類を当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。

(1) 運用報告書(投資信託法第14条に規定する運用報告書をいう。以下同じ。)及び運用報告書に準じて半期ごとに作成する報告書

各2部
作成後直ちに

(2)・(3) (略)

2 投資信託委託会社は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該投資信託委託会社の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく当取引所に提出するものとする。

3 投資信託委託会社は、第1項第1号及び第2号に掲げる書類及び前項に規定する書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(信託金限度額の変更に伴う変更上場の手続)

第8条 投資信託委託会社は、投資信託約款の信託金の限度額を変更する場合には、当該変更後において増加することとなる受益権の口数について、当取引所が定

る宣誓書及び当取引所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該投資信託委託業者は、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

5 前4項のほか、投資信託委託業者及び受益証券に関する情報の適時開示及び当取引所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるものとする。

6 (略)

7 第1項から第3項及び第5項の規定は、上場受益証券に関する情報の適時開示について投資信託委託業者が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、投資信託委託業者は、同各項の規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(投資信託委託業者の提出書類及びその公衆縦覧)

第7条 投資信託委託業者は、次の各号に定める書類を当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。

(1) 運用報告書(投資信託法第33条に規定する運用報告書をいう。以下同じ。)及び運用報告書に準じて半期ごとに作成する報告書

各2部
作成後直ちに

(2)・(3) (略)

2 投資信託委託業者は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該投資信託委託業者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく当取引所に提出するものとする。

3 投資信託委託業者は、第1項第1号及び第2号に掲げる書類及び前項に規定する書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(信託金限度額の変更に伴う変更上場の手続)

第8条 投資信託委託業者は、投資信託約款の信託金の限度額を変更する場合には、当該変更後において増加することとなる受益権の口数について、当取引所が定

めるところにより、投資信託約款の変更に先立ちその都度上場申請の手続をとるものとする。

(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等)

第9条 投資信託委託会社は、追加信託又は租税特別措置法第37条の15第3項に規定する交換が行われた場合には、その旨を当取引所に通知するものとする。

2 投資信託委託会社は、追加信託が行われた場合には、当取引所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく受益証券を発行するものとする。

(上場廃止基準)

第10条 投資信託委託会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。

(1)・(2) (略)

(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(4) 投資信託委託会社が当取引所に提出する書類その他受益証券に関する事項を記載した法又は投資信託法に基づき作成する書類に虚偽の記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合

(5) 投資信託委託会社が受益証券上場契約について重大な違反を行った場合、第2条の2若しくは第6条第4項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は受益証券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

2 (略)

(上場廃止前の売買)

第11条 投資信託委託会社又は受益証券が前条第1項各号又は第2項各号(第3号の場合を除く。)のいずれかに該当する場合においても、当取引所が必要であると認めるときは、上場廃止前一定期間、市場において受益証券の売買を行わせることができる。

めるところにより、投資信託約款の変更に先立ちその都度上場申請の手続をとるものとする。

(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等)

第9条 投資信託委託業者は、追加信託又は租税特別措置法第37条の15第3項に規定する交換が行われた場合には、その旨を当取引所に通知するものとする。

2 投資信託委託業者は、追加信託が行われた場合には、当取引所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく受益証券を発行するものとする。

(上場廃止基準)

第10条 投資信託委託業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。

(1)・(2) (略)

(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(4) 投資信託委託業者が当取引所に提出する書類その他受益証券に関する事項を記載した法又は投資信託法に基づき作成する書類に虚偽の記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合

(5) 投資信託委託業者が受益証券上場契約について重大な違反を行った場合、第2条の2若しくは第6条第4項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は受益証券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

2 (略)

(上場廃止前の売買)

第11条 投資信託委託業者又は受益証券が前条第1項各号又は第2項各号(第3号の場合を除く。)のいずれかに該当する場合においても、当取引所が必要であると認めるときは、上場廃止前一定期間、市場において受益証券の売買を行わせることができる。

(上場手数料及び年間上場料)

第12条 受益証券の上場を申請しようとする者及び投資信託委託会社は、当取引所が定める上場手数料及び年間上場料を支払うものとする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

(上場手数料及び年間上場料)

第12条 受益証券の上場を申請しようとする者及び投資信託委託業者は、当取引所が定める上場手数料及び年間上場料を支払うものとする。

信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約
準則の特例を廃止する規則

信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例を廃止する。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために当取引所が必要と認める日)</p> <p>第3条 規程第9条第3項第5号に規定する当取引所が必要と認める日は、当該内国株券（受益証券を除く。）の発行者が事業年度を1年とする<u>法人</u>である場合（会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）において、各事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日（6か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日）とする。</p> <p>(同時呼値の順位)</p> <p>第6条 規程第10条第2項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値（以下「同時呼値」という。）の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>a (略)</p> <p>b 最小単位の5倍の数量以外の部分の数量間の呼値の順位は、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序で、取引参加者単位により次に定めるところによる。</p> <p>(a) 第1順位</p> <p>呼値の数量に3分の1を乗じて算出した数量（最小単位未満の端数が生じたときは最小単位の切り上げる。<u>以下このbにおいて同じ。</u>）</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(立会外分売の数量)</p> <p>第27条 規程第41条第1項に規定する当取引所が定める顧客の売付注文の数量（2人以上の顧客が同時に同一条件で立会外分売の委託を行う場合は、当該顧客の売付注文の数量の合計）は、当該銘柄の売買立会における最近6か月間（当取引所が立会外分売に係る届出を</p>	<p>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために当取引所が必要と認める日)</p> <p>第3条 規程第9条第3項第5号に規定する当取引所が必要と認める日は、当該内国株券（受益証券を除く。）の発行者が事業年度を1年とする<u>会社</u>である場合（会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）において、各事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日（6か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日）とする。</p> <p>(同時呼値の順位)</p> <p>第6条 規程第10条第2項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値（以下「同時呼値」という。）の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>a (略)</p> <p>b 最小単位の5倍の数量以外の部分の数量間の呼値の順位は、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序で、取引参加者単位により次に定めるところによる。</p> <p>(a) 第1順位</p> <p>呼値の数量に3分の1を乗じて算出した数量（最小単位未満の端数が生じたときは最小単位の切り上げる。<u>次の(b)において同じ。</u>）</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(立会外分売の数量)</p> <p>第27条 規程第41条第1項に規定する当取引所が定める顧客の売付注文の数量（2人以上の顧客が同時に同一条件で立会外分売の委託を行う場合は、当該顧客の売付注文の数量の合計）は、当該銘柄の売買立会における最近6か月間（当取引所が立会外分売に係る届出を</p>

受理した日が月の1日から20日までの間は、その前々月以前6か月間とし、月の21日から末日までの間は、前月以前6か月間とする。)の普通取引の一日平均売買高を基準として、次の各号に掲げる数量とする。ただし、上場後6か月を経過していない銘柄の一日平均売買高に関し必要な事項は、当取引所がその都度定めるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 株式の分布状況の改善を目的として、他の金融商品取引所と同時に行う場合

a～b (略)

2 (略)

(立会外分売における対当順位)

第31条 規程第44条に規定する当取引所が定める順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 対当の順位は次のとおりとする。

a 第1順位

顧客(金融商品取引業者(法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。以下この号において同じ。)を除く。)からの委託に基づく買付申込数量

b 第2順位

金融商品取引業者の自己の計算に基づく買付申込数量

(2)・(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

受理した日が月の1日から20日までの間は、その前々月以前6か月間とし、月の21日から末日までの間は、前月以前6か月間とする。)の普通取引の一日平均売買高を基準として、次の各号に掲げる数量とする。ただし、上場後6か月を経過していない銘柄の一日平均売買高に関し必要な事項は、当取引所がその都度定めるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 株式の分布状況の改善を目的として、他の証券取引所と同時に行う場合

a～b (略)

2 (略)

(立会外分売における対当順位)

第31条 規程第44条に規定する当取引所が定める順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 対当の順位は次のとおりとする。

a 第1順位

顧客(証券会社及び外国証券会社を除く。)からの委託に基づく買付申込数量

b 第2順位

証券会社及び外国証券会社の自己の計算に基づく買付申込数量

(2)・(3) (略)

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(空売りの区分)</p> <p>第10条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、<u>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条各号</u>に規定する取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前その他当取引所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> <p>(1) 当取引所若しくは国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている内国株券(優先株を除く。)又は外国の<u>金融商品取引所</u>若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている外国株券(優先株を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(優先株を除く。)</p> <p>(2) 優先株(国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている又は外国の<u>金融商品取引所</u>若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている銘柄を除く。)</p> <p>(認定気配値段)</p> <p>第12条 当取引所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、国内の他の<u>金融商品取引所</u>における約定値段、気配その他の実情を勘案して気配値段を定め、当該気配値段を認定気配値段として、相場報道システムを通じた配信による一定の表示等を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(空売りの区分)</p> <p>第10条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、<u>有価証券の空売りに関する内閣府令第3条各号</u>に規定する取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前その他当取引所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> <p>(1) 当取引所若しくは国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている内国株券(優先株を除く。)又は外国の<u>証券取引所</u>若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている外国株券(優先株を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(優先株を除く。)</p> <p>(2) 優先株(国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている又は外国の<u>証券取引所</u>若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている銘柄を除く。)</p> <p>(認定気配値段)</p> <p>第12条 当取引所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、国内の他の<u>証券取引所</u>における約定値段、気配その他の実情を勘案して気配値段を定め、当該気配値段を認定気配値段として、相場報道システムを通じた配信による一定の表示等を行うものとする。</p>

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 次のa又はbに掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前における当該直接上場銘柄</p> <p>a 当取引所若しくは国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている内国株券(優先株を除く。)又は外国の<u>金融商品取引所</u>若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている外国株券(優先株を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(優先株を除く。)</p> <p>b 優先株(国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている又は外国の<u>金融商品取引所</u>若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている銘柄を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 次のa又はbに掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前における当該直接上場銘柄</p> <p>a 当取引所若しくは国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている内国株券(優先株を除く。)又は外国の<u>証券取引所</u>若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている外国株券(優先株を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(優先株を除く。)</p> <p>b 優先株(国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている又は外国の<u>証券取引所</u>若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている銘柄を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外国株券</p> <p>a 重複上場外国銘柄(外国の<u>金融商品取引所</u>又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている外国株券をいう。)</p> <p>(a) 当該銘柄の外国の主たる<u>金融商品取引所</u>(組織された店頭市場を含む。)における直近(当取引所の直前の売買立会以後当日の売買立会開始前における当取引所が適当と認める時点をいう。)の値段又は気配相場(以下「外国の相場」という。)を中値により円換算した価格</p>	<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外国株券</p> <p>a 重複上場外国銘柄(外国の<u>証券取引所</u>又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている外国株券をいう。)</p> <p>(a) 当該銘柄の外国の主たる<u>証券取引所</u>(組織された店頭市場を含む。)における直近(当取引所の直前の売買立会以後当日の売買立会開始前における当取引所が適当と認める時点をいう。)の値段又は気配相場(以下「外国の相場」という。)を中値により円換算した価格</p>

(呼値の単位に満たない端数金額は四捨五入等を行うものとする。以下この項において同じ。)とし、外国の相場がないとき若しくは当取引所がこれを確認することが困難であるとき、又は当取引所が外国為替相場の大幅な変動等により中値により円換算することが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める。ただし、次に掲げる場合の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

イ・ロ (略)

(b) (略)

b (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第3号から第5号までの規定にかかわらず、転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、当取引所がその都度定める。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

(呼値の単位に満たない端数金額は四捨五入等を行うものとする。以下この項において同じ。)とし、外国の相場がないとき若しくは当取引所がこれを確認することが困難であるとき、又は当取引所が外国為替相場の大幅な変動等により中値により円換算することが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める。ただし、次に掲げる場合の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

イ・ロ (略)

(b) (略)

b (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第3号から第5号までの規定にかかわらず、転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、当取引所がその都度定める。

外国債券の売買単位に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買単位)</p> <p>第 2 条 外国株券の売買単位は、次の各号に定める当該株券の上場申請日の前 2 週間以内の日からさかのぼって 1 年間の外国の主たる<u>金融商品取引所</u> (組織された店頭市場を含む。以下同じ。) における終値の平均又は気配相場の平均を上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値 (これによることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度指定する外国為替相場) により円換算した価格 (外国の<u>金融商品取引所</u> における終値又は気配相場がない外国株券については、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われた株券の公募 (一般募集による新株の発行をいう。) 又は売出しにおける発行価格又は売出価格等を勘案して当取引所がその都度定める価格) の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、当該株券の発行者の本国における会社制度等から、当該各号に定める単位によることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度定める単位によるものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>(売買単位)</p> <p>第 2 条 外国株券の売買単位は、次の各号に定める当該株券の上場申請日の前 2 週間以内の日からさかのぼって 1 年間の外国の主たる<u>証券取引所</u> (組織された店頭市場を含む。以下同じ。) における終値の平均又は気配相場の平均を上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値 (これによることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度指定する外国為替相場) により円換算した価格 (外国の<u>証券取引所</u> における終値又は気配相場がない外国株券については、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われた株券の公募 (一般募集による新株の発行をいう。) 又は売出しにおける発行価格又は売出価格等を勘案して当取引所がその都度定める価格) の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、当該株券の発行者の本国における会社制度等から、当該各号に定める単位によることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度定める単位によるものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p>

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引資格の取得申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>事業報告書</u></p> <p>(5) <u>前号に規定する書面に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(取引資格の取得申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>営業報告書</u> (新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第5条 規程第13条第3項の規定により、信託金の代用として、当取引所に預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) 国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。) 100分の70</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方債証券(その発行に際して元引受契約が<u>金融商品取引業者</u>により締結されたものに限る。) 100分の85</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。))及び交換社債券(法第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第5条 規程第13条第3項の規定により、信託金の代用として、当取引所に預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。) 100分の70</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方債証券(その発行に際して元引受契約が<u>証券会社又は外国証券会社</u>により締結されたものに限る。) 100分の85</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。))及び交換社債券(法第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有</p>

げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の85

(6) 国内の金融商品取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の80

(7) 国内の金融商品取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の80

(8) 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の11に定める債券である円貨債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の90

(9) 前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外国債券（転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券以外のものであって、かつ、その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の85

(10) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）

公社債投資信託の受益証券

100分の85

その他のもの

100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の85

(6) 国内の証券取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

(7) 国内の証券取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

(8) 証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条に定める債券である円貨債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の90

(9) 前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外国債券（転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券以外のものであって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の85

(10) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）

公社債投資信託の受益証券

100分の85

その他のもの

100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

国内の金融商品取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条若しくは第13条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) (略)

(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

金融商品取引業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているものについては、その最終価格（呼値に関する規則第12条、同第13条、国債証券に関する業務規程の特例の施行規則第3条第2号から第5号まで及び外国債券に関する業務規程の特例の施行規則第6条第1号gからjまで（同条第2号b及び第3号の規定により準用する場合を含む。）の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

3 第1項第2号から第9号まで（第7号を除く。）に掲げる有価証券については、国内の金融商品取引所に上場されているもの及び金融商品取引業協会が売買参考統計値を発表するものに限る。

（被合併会社株券等の代用の取扱い）

第9条（略）

2 前項の規定は、国内の他の金融商品取引所の規則により、当該金融商品取引所において決済物件として認められている被合併会社（会社以外の法人を含む。）株券（優先出資証券及び投資証券を含む。）及び商号変更（名称変更を含む。）前の株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）について準用する。

（代用有価証券からの除外）

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

国内の証券取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条若しくは第13条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) (略)

(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないものうち国内の証券取引所において上場されているものについては、その最終価格（呼値に関する規則第12条、同第13条、国債証券に関する業務規程の特例の施行規則第3条第2号から第5号まで及び外国債券に関する業務規程の特例の施行規則第6条第1号gからjまで（同条第2号b及び第3号の規定により準用する場合を含む。）の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

3 第1項第2号から第9号まで（第7号を除く。）に掲げる有価証券については、国内の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものに限る。

（被合併会社株券等の代用の取扱い）

第9条（略）

2 前項の規定は、国内の他の証券取引所の規則により、当該証券取引所において決済物件として認められている被合併会社（会社以外の法人を含む。）株券（優先出資証券及び投資証券を含む。）及び商号変更（名称変更を含む。）前の株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）について準用する。

（代用有価証券からの除外）

第10条 国内の金融商品取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者が発行する社債券を、信認金代用有価証券から除外する。

- (1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の金融商品取引所の上場会社の完全子会社となる場合
- (2) 当該株券の発行者が国内の金融商品取引所の上場会社に吸収合併される場合
- (3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき

2 （略）

（合併等の通知）

第12条 規程第20条第2項の通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める事項その他当該取引所が必要と認める事項について、原則として、当該行為を決議又は承認する株主総会（株式会社以外の者にあつては、これに準ずるもの）の日の2週間前の日までにを行うものとする。

- (1) 規程第20条第1項第1号に掲げる合併
 - a （略）
 - b 合併の相手方となる法人の概要（当該法人の財務状況を含む。）
- (2) 規程第20条第1項第2号に掲げる分割による事業の一部の他の法人への承継又は同項第4号に掲げる事業の一部の譲渡
 - a・b （略）
- (3) 規程第20条第1項第3号に掲げる分割による事業の全部又は一部他の法人からの承継又は同項第5号に掲げる事業の全部又は一部の譲受け
 - a・b （略）

第10条 国内の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において、当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者が発行する社債券を、信認金代用有価証券から除外する。

- (1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の証券取引所の上場会社の完全子会社となる場合
- (2) 当該株券の発行者が国内の証券取引所の上場会社に吸収合併される場合
- (3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の証券取引所に速やかに上場される見込みがあるとき

2 （略）

（合併等の通知）

第12条 規程第20条第2項の通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める事項その他当該取引所が必要と認める事項について、原則として、当該行為を決議又は承認する株主総会（株式会社以外の者にあつては、これに準ずるもの）の日の2週間前の日までにを行うものとする。

- (1) 規程第20条第1項第1号に掲げる合併
 - a （略）
 - b 合併の相手方となる会社の概要（当該会社の財務状況を含む。）
- (2) 規程第20条第1項第2号に掲げる分割による事業の一部の他の会社への承継又は同項第4号に掲げる事業の一部の譲渡
 - a・b （略）
- (3) 規程第20条第1項第3号に掲げる分割による事業の全部又は一部他の会社からの承継又は同項第5号に掲げる事業の全部又は一部の譲受け
 - a・b （略）

(報告事項)

第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

(1) 法第30条第1項の認可(以下「認可」という。)の申請を行ったとき、当該申請につき認可を受け若しくは受けられないこととなったとき、認可に条件が付せられ若しくは当該条件が変更されたとき又は認可に係る業務を廃止したとき。

(1)の2 法第31条第4項の規定に基づく変更登録(法第28条第1項第1号に掲げる業務の廃止に係る変更登録を除く。)を申請したとき及びその変更登録を受けたとき。

(2) (略)

(3) 証券業に係る業務を休止し、又は再開したとき(認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。)

(4) 法第35条第3項若しくは第6項の届出を行ったとき、又は法第35条第4項の承認を受けたとき。

(5)~(8) (略)

(9) 資本金の額の変更に関して取締役会決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行ったとき(外国法人にあつては、資本金の額(持込資本金の額を含む。))の変更に関して決議又は決定を行ったとき。)

(10)~(11)の2 (略)

(12) 法令の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき(外国法人である金融商品取引業者にあつては、外国金融商品取引法令の規定により処分又は処罰を受けたときを含む。))。

(報告事項)

第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

(1) 法第29条第1項又は外国証券業者に関する法律(昭和46年法律第5号)第7条第1項の認可(以下「認可」という。)の申請を行ったとき、当該申請につき認可を受け若しくは受けられないこととなったとき、認可に条件が付せられ若しくは当該条件が変更されたとき又は認可に係る業務を廃止したとき。

(新設)

(2) (略)

(3) 証券業に係る営業を休止し、又は再開したとき(認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。)

(4) 法第34条第3項若しくは第6項(これらの規定を外国証券業者に関する法律第14条第1項において準用する場合を含む。)の届出を行ったとき、又は法第34条第4項(外国証券業者に関する法律第14条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けたとき。

(5)~(8) (略)

(9) 資本金の額の変更に関して取締役会決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行ったとき(外国証券会社にあつては、資本金の額(持込資本金の額を含む。))の変更に関して決議又は決定を行ったとき。)

(10)~(11)の2 (略)

(12) 法令若しくは金融先物取引法及びその関係法令(以下「金融先物取引法令」という。)の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき又は法令若しくは金融先物取引法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき(外国証券会社にあつては、外国証券法令又は外国金融先物取引法令の規

(13) (略)

(14) 法令(外国法人である金融商品取引業者にあっては、外国金融商品取引法令を含む。) の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき(上訴の場合を含む。) 。

(14)の2 当取引所の市場における有価証券の売買等に関し法令に違反する行為又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反する行為が行われた事実を知ったとき。

(15) 国内の他の金融商品取引所又は有価証券の売買若しくは外国市場金融商品先物取引を行っている外国の取引所(以下「外国の金融商品取引所等」という。) に加入又は脱退したとき(取引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。) 。

(16) 所属の国内の他の金融商品取引所、外国の金融商品取引所等、又は金融商品取引業協会(これに相当する外国の団体を含む。) の処分を受けたとき。

(17) 役員が法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。

(18) 金融商品取引業者の主要株主(法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。) が法第29条の4第1項第5号二又はホに該当することとなった事実を知ったとき(外国法人にあっては、主要株主に準ずる者が同号へに該当することとなった事実を知ったとき) 。

(19) (略)

(20) 法第56条の2に基づくモニタリング調査表を作成したとき。

(21)・(22) (略)

(23) 事業報告書を作成したとき。

定により処分又は処罰を受けたときを含む。) 。

(13) (略)

(14) 法令又は金融先物取引法令(外国証券会社にあっては、外国証券法令又は外国金融先物取引法令を含む。) の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき(上訴の場合を含む。) 。

(14)の2 当取引所の市場における有価証券の売買等に関し法令若しくは金融先物取引法令に違反する行為又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反する行為が行われた事実を知ったとき。

(15) 国内の他の証券取引所又は有価証券の売買若しくは外国市場証券先物取引を行っている外国の取引所(以下「外国の証券取引所等」という。) に加入又は脱退したとき(取引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。) 。

(16) 所属の国内の他の証券取引所、外国の証券取引所等、国内の金融先物取引所若しくは金融先物取引等を行っている外国の取引所又は証券業協会(これに相当する外国の団体を含む。) 若しくは金融先物取引業協会(これに相当する外国の団体を含む。) の処分を受けたとき。

(17) 役員が法第28条の4第1項第9号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき。

(18) 証券会社の主要株主(法第28条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。) にあっては、主要株主が法第28条の4第1項第10号イ若しくはロ又は第11号イからハまでに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき。

(19) (略)

(20) 法第59条又は外国証券業者に関する法律第31条に基づくモニタリング調査表を作成したとき。

(21)・(22) (略)

(23) 営業報告書(証券会社に関する内閣府令(平成10年総理府・大蔵省令第32号) 第32条第2項(外国証券業者に関する内閣府令(平成10年総理府・大蔵省令第37号) 第30条第2項において準用する場合を

(24)～(27) (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

む。)に規定する添付書類を含む。)を作成したとき。

(24)～(27) (略)

シンジケートカバー取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(シンジケートカバー取引の報告等)</p> <p>第2条 取引参加者は、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った場合には、当取引所が定めるところにより、当取引所に取引内容の報告を行うものとする。</p> <p>(1) 当取引所の市場における自己の計算によるシンジケートカバー取引(オーバーアロットメント(有価証券の募集又は売出し(以下「募集等」という。))に当たり、元引受契約を締結した<u>金融商品取引業者</u>又は外国証券業者(以下「<u>元引受金融商品取引業者等</u>」という。))が、当該募集等の予定数量のほかに、当該募集等に係る有価証券と同一銘柄の有価証券(以下「<u>募集等対象銘柄</u>」という。)について同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。以下同じ。)を行った<u>元引受金融商品取引業者等</u>が、有価証券の募集等の申込期間が終了した後に、当該オーバーアロットメントにより生じたショート・ポジション(有価証券の売付けに係る持ち高をいう。)を減少させるために行う当該<u>元引受金融商品取引業者等</u>の計算による募集等対象銘柄の買付けをいう。以下同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 取引参加者は、シンジケートカバー取引又はグリーンシュエーション(オーバーアロットメントを行う<u>元引受金融商品取引業者等</u>が有価証券の募集等に係る元引受契約の締結に当たり付与された募集等対象銘柄の発行者又は保有者より募集等対象銘柄を取得することができる権利をいう。以下同じ。)の行使が完了した場合には、当取引所が定めるところにより、当取引所にその旨及びシンジケートカバー取引又はグリーンシュエーションの行使の総数量等の報告を行うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(シンジケートカバー取引の報告等)</p> <p>第2条 取引参加者は、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った場合には、当取引所が定めるところにより、当取引所に取引内容の報告を行うものとする。</p> <p>(1) 当取引所の市場における自己の計算によるシンジケートカバー取引(オーバーアロットメント(有価証券の募集又は売出し(以下「募集等」という。))に当たり、元引受契約を締結した<u>証券会社</u>又は外国証券業者(以下「<u>元引受証券会社等</u>」という。))が、当該募集等の予定数量のほかに、当該募集等に係る有価証券と同一銘柄の有価証券(以下「<u>募集等対象銘柄</u>」という。)について同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。以下同じ。)を行った<u>元引受証券会社等</u>が、有価証券の募集等の申込期間が終了した後に、当該オーバーアロットメントにより生じたショート・ポジション(有価証券の売付けに係る持ち高をいう。)を減少させるために行う当該<u>元引受証券会社等</u>の計算による募集等対象銘柄の買付けをいう。以下同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 取引参加者は、シンジケートカバー取引又はグリーンシュエーション(オーバーアロットメントを行う<u>元引受証券会社等</u>が有価証券の募集等に係る元引受契約の締結に当たり付与された募集等対象銘柄の発行者又は保有者より募集等対象銘柄を取得することができる権利をいう。以下同じ。)の行使が完了した場合には、当取引所が定めるところにより、当取引所にその旨及びシンジケートカバー取引又はグリーンシュエーションの行使の総数量等の報告を行うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>

有価証券の売買等の審査に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(審査対象取引)</p> <p>第 2 条 当取引所は、次の各号に掲げる有価証券の売買等について、審査を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場有価証券の発行者に係る法第166条第 1 項に規定する業務等に関する重要事実及び上場有価証券に係る法第167条第 3 項に規定する公開買付け等事実 (以下「重要事実等」という。) が公表された銘柄の売買</p> <p>(3) (略)</p> <p>第 5 条 前条の報告又は資料の請求には、取引参加者が当該取引参加者の子会社 (会社法(平成17年法律第86号)第2条第 3 号に規定する子会社及び取引参加者が他の会社の総株主の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下同じ。) の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。) 又は親会社 (会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社及び他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。) である外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人 (以下「外国証券業者」という。) から有価証券の売買等を受託した場合 (他の子会社又は親会社である外国証券業者を通じて受託した場合を含む。) において、当取引所が、この規則に基づく審査の過程で、違反行為が行われた疑いが強いと認め、当該取引参加者に対し、当該有価証券の売買等に係る当該外国証券業者の委託に関する事項又は当該委託者による売付け若しくは買付けの委託の状況 (当該有価証券の売買等が当該外国証券業者の計算によるものである場合は、当該外国証券業者に関する事項又は当該外国証券業者による売付け若しくは買付けの委託の状況)</p>	<p>(審査対象取引)</p> <p>第 2 条 当取引所は、次の各号に掲げる有価証券の売買等について、審査を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場有価証券の発行者に係る証券取引法第166条第 1 項に規定する業務等に関する重要事実及び上場有価証券に係る同法第167条第 3 項に規定する公開買付け等事実 (以下「重要事実等」という。) が公表された銘柄の売買</p> <p>(3) (略)</p> <p>第 5 条 前条の報告又は資料の請求には、取引参加者が当該取引参加者の子会社 (取引参加者が他の会社の総株主の議決権 (商法第211条の 2 第 4 項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第 5 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下同じ。) の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。) 又は親会社 (他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。) である外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行 (以下「外国証券業者」という。) から有価証券の売買等を受託した場合 (他の子会社又は親会社である外国証券業者を通じて受託した場合を含む。) において、当取引所が、この規則に基づく審査の過程で、違反行為が行われた疑いが強いと認め、当該取引参加者に対し、当該有価証券の売買等に係る当該外国証券業者の委託に関する事項又は当該委託者による売付け若しくは買付けの委託の状況 (当該有価証券の売買等が当該外国証券業者の計算によるものである場合は、当該外国証券業者に関する事項又は当該外国証券業者による売付け若しくは買付けの委託の状況) その他の事項について、口頭若しくは文書等による報告又は資料の提出を請求する場合を含むものとする。この場合において、取引参加者の子会社又は親会社が法令上の守秘義務を</p>

その他の事項について、口頭若しくは文書等による報告又は資料の提出を請求する場合を含むものとする。この場合において、取引参加者の子会社又は親会社が法令上の守秘義務を負っていることその他の事由により当該請求に応じることが困難な場合は、当取引所にその旨及び理由を示した文書の提出等を行うこととし、当該取引参加者が当該請求に応じないことについて正当な理由があると当取引所が認めるときには、前条第2項に規定する正当な事由があるものとする。

2 前項の場合において、取引参加者の子会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社及び他の会社が取引参加者の子会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の子会社とみなす。

3 第1項の場合において、他の会社が取引参加者の親会社の親会社である場合における当該他の会社及び取引参加者の親会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の親会社とみなす。

4 (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

負っていることその他の事由により当該請求に応じることが困難な場合は、当取引所にその旨及び理由を示した文書の提出等を行うこととし、当該取引参加者が当該請求に応じないことについて正当な理由があると当取引所が認めるときには、前条第2項に規定する正当な事由があるものとする。

2 前項の場合において、取引参加者の子会社が他の会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社及び他の会社が取引参加者の子会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社は、当該取引参加者の子会社とみなす。

3 第1項の場合において、他の会社が取引参加者の親会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社及び取引参加者の親会社が他の会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社は、当該取引参加者の親会社とみなす。

4 (略)

審査規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(要請等)</p> <p>第10条の2 当取引所は、審査の結果、取引参加者の業務又は財産の状況が、法令等に違反する行為が発生することとなるおそれのある状態であると認める場合には、取引参加者規程による勧告を行うときを除き、当該取引参加者に対し、当該状態を改善するための所要の措置を講ずることを要請することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(合同検査等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 当取引所は、取引参加者が国内の他の<u>金融商品取引所</u>の会員又は取引参加者である場合は、当該<u>金融商品取引所</u>と共同して審査を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(要請等)</p> <p>第10条の2 当取引所は、審査の結果、取引参加者の営業又は財産の状況が、法令等に違反する行為が発生することとなるおそれのある状態であると認める場合には、取引参加者規程による勧告を行うときを除き、当該取引参加者に対し、当該状態を改善するための所要の措置を講ずることを要請することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(合同検査等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 当取引所は、取引参加者が国内の他の<u>証券取引所</u>の会員又は取引参加者である場合は、当該<u>証券取引所</u>と共同して審査を行うことができる。</p>

取引参加者における顧客による不公正取引防止のための売買管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧												
<p>別表 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 636 762 781"> <thead> <tr> <th></th> <th>銘柄</th> <th>顧客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. (略)</p> <p>2. <u>法第2条第8項第12号口の投資一任契約及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)第123条第13号イからホに掲げる行為</u>については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</p> <p>3. (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>		銘柄	顧客	1～6	(略)	(略)	<p>別表 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="834 636 1409 781"> <thead> <tr> <th></th> <th>銘柄</th> <th>顧客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. (略)</p> <p>2. <u>法第34条第2項第1号の投資一任契約及び「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」(昭和40年大蔵省令第60号)第1条第1項各号に掲げる契約に基づいて行う売買</u>については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</p> <p>3. (略)</p>		銘柄	顧客	1～6	(略)	(略)
	銘柄	顧客											
1～6	(略)	(略)											
	銘柄	顧客											
1～6	(略)	(略)											

取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定 義)</p> <p>第2条 派生商品とは、<u>株価指数（国内の金融商品取引所に上場されている多数の株券の価格の水準を総合的に表したものに限る。以下同じ。）に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下「株価指数先物取引」という。）</u>、<u>株価指数に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下「株価指数オプション取引」という。）</u>及び<u>株価指数に係る店頭デリバティブ取引並びにその他配当、利子、分配金又は償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、株価指数の数値又は株価指数先物取引の値段に応じて算出される証券又は証書（外国又は外国法人の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含む。）</u>をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 取引参加者の子会社・親会社とは、取引参加者の子会社（<u>会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社及び取引参加者が他の会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）</u>又は親会社（<u>会社法第2条第4号に規定する親会社及び他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）</u>である<u>外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人</u>をいう。この場合において、取引参加者の子会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社及び他の会社が取引参加者の子会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の子会社とみなし、他の会社が取引参加者の親会社の親会社である場合における当該他の会社及び取引参加者の親会社が他の会社の親</p>	<p>(定 義)</p> <p>第2条 派生商品とは、<u>株価指数（国内の証券取引所に上場されている多数の株券の価格の水準を総合的に表したものに限る。以下同じ。）に係る有価証券指数等先物取引（外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下「株価指数先物取引」という。）</u>、<u>株価指数に係る有価証券オプション取引（外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下「株価指数オプション取引」という。）</u>及び<u>株価指数に係る有価証券店頭デリバティブ取引並びにその他配当、利子、分配金又は償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、株価指数の数値又は株価指数先物取引の値段に応じて算出される証券又は証書（外国又は外国法人の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含む。）</u>をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 取引参加者の子会社・親会社とは、取引参加者の子会社（<u>取引参加者が他の会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）</u>又は親会社（<u>他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）</u>である<u>外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行</u>をいう。この場合において、取引参加者の子会社が他の会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社及び他の会社が取引参加者の子会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社は、当該取引参加者の子会社とみなし、他の会社が取引参加者の親会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社及び取引参加者の親会社が他の会社の総株主の議決権の5</p>

会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の親会社とみなす。

4 株式現物市場とは、株券の売買のために国内の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場をいう。

5 派生商品市場とは、派生商品の取引のために開設される取引所金融商品市場又は外国金融商品市場をいう。

6 株券オプション等とは、株券オプション（上場株券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引（外国金融商品市場等において行われる類似の取引を含む。）及び店頭オプション取引の対象となる株券オプション並びに当該株券オプションに類似するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）、あらかじめ定められた方法に従い上場株券の価格に応じて算出される額の金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利又は配当、利子、分配金若しくは償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、上場株券の価格に応じて算出される証券若しくは証書に係る権利をいう。

7 （略）

（二つの市場にまたがる取引等に関する行為）

第4条 前条第1号に規定する二つの市場にまたがる取引等に関する行為とは、取引参加者が、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による取引（実質的に投資判断が当該取引参加者に委ねられているものに限る。以下同じ。）等に関して行う次に掲げる行為をいうものとする。

(1)～(7) （略）

2 （略）

（裁定取引に関する行為）

第5条 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

(1) 東証株価指数（東京証券取引所における上場株券（内国法人の発行する株券（新株予約権証券、優先株及び子会社連動配当株（発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に剰余金配当を支払う

0パーセント以上を有している場合における当該他の会社は、当該取引参加者の親会社とみなす。

4 株式現物市場とは、株券の売買のために国内の証券取引所が開設する取引所有価証券市場をいう。

5 派生商品市場とは、派生商品の取引のために開設される取引所有価証券市場又は外国有価証券市場をいう。

6 株券オプション等とは、株券オプション（上場株券の売買に係る有価証券オプション取引（外国の有価証券市場等において行われる類似の取引を含む。）及び有価証券店頭オプション取引の対象となる株券オプション並びに当該株券オプションに類似するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）、あらかじめ定められた方法に従い上場株券の価格に応じて算出される額の金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利又は配当、利子、分配金若しくは償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、上場株券の価格に応じて算出される証券若しくは証書に係る権利をいう。

7 （略）

（二つの市場にまたがる取引等に関する行為）

第4条 前条第1号に規定する二つの市場にまたがる取引等に関する行為とは、取引参加者が、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは証券業を営む関係会社の計算による取引（実質的に投資判断が当該取引参加者に委ねられているものに限る。以下同じ。）等に関して行う次に掲げる行為をいうものとする。

(1)～(7) （略）

2 （略）

（裁定取引に関する行為）

第5条 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

(1) 東証株価指数（東京証券取引所における上場株券（内国法人の発行する株券に限る。）のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同所が算出するものをいう。以下同じ。）

ことを内容とする種類株をいう。)を除く。)に限る。)のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同所が算出するものをいう。以下同じ。)が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまで(午後立会(半休日においては、午前立会。以下同じ。)終了時まで)に当該変動幅以内とならなかった場合には、午後立会終了時まで)の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うこと。

- (2) 東証株価指数が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて上回った場合において、当該変動幅を超えて上回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまでの間、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る買付け(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うこと。

2～4 (略)

(公開買付けに関する行為)

第6条 第3条第3号に規定する公開買付けに関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

- (1) 公開買付けについて公開買付者のために金融商品取引法施行例(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等(法第27条の2に規定する株券等をいう。以下同じ。)の買付け等(法第27条の2に規定する買付け等をいう。以下同じ。)を行う者(以下「公開買付者の関係者」という。)となる場合に行う次に掲げる行為

a・b (略)

が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまで(午後立会(半休日においては、午前立会。以下同じ。)終了時まで)に当該変動幅以内とならなかった場合には、午後立会終了時まで)の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは証券業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うこと。

- (2) 東証株価指数が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて上回った場合において、当該変動幅を超えて上回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまでの間、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは証券業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る買付け(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うこと。

2～4 (略)

(公開買付けに関する行為)

第6条 第3条第3号に規定する公開買付けに関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

- (1) 公開買付けについて公開買付者のために証券取引法施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等(法第27条の2に規定する株券等をいう。以下同じ。)の買付け等(法第27条の2に規定する買付け等をいう。以下同じ。)を行う者(以下「公開買付者の関係者」という。)となる場合に行う次に掲げる行為

a・b (略)

(2)・(3) (略)

(安定操作取引に関する行為)

第7条 第3条第4号に規定する安定操作取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

(1) 募集(50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。)又は売出し(役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。)に係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券(以下「時価新株予約権証券」という。)又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下「時価新株予約権付社債券」という。)以外の新株予約権証券又は社債券を除く。)の発行者が発行する上場株券(時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券)又は上場株価指数連動型投資信託受益証券について、安定操作取引(施行令第20条第1項に規定する安定操作取引をいう。以下同じ。)をすることができる期間(施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。)内において執行する条件の買付けに関して行う次に掲げる行為

a・b (略)

c 安定操作取引に係る有価証券(本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係るものに限る。)の発行者と元引受契約を締結した外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人であることを知りながら、その者から買付け(その者の計算による買付けに限る。)の受託(安定操作取引(dに規定する場合以外の場合にあっては、取引一任契約に基づく安定操作取引を除く。)の受託及び業務規程第67条各号に掲げる買付けの受託を除く。)をする行為

d (略)

(2)・(3) (略)

(安定操作取引に関する行為)

第7条 第3条第4号に規定する安定操作取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

(1) 募集(50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。)又は売出し(役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。)に係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券(以下「時価新株予約権証券」という。)又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下「時価新株予約権付社債券」という。)以外の新株予約権証券又は社債券を除く。)の発行者が発行する上場株券(時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券)又は上場株価指数連動型投資信託受益証券について、安定操作取引(施行令第20条第1項に規定する安定操作取引をいう。以下同じ。)をすることができる期間(施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。)内において執行する条件の買付けに関して行う次に掲げる行為

a・b (略)

c 安定操作取引に係る有価証券(本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係るものに限る。)の発行者と元引受契約を締結した外国証券業者であることを知りながら、その者から買付け(その者の計算による買付けに限る。)の受託(安定操作取引(dに規定する場合以外の場合にあっては、取引一任契約に基づく安定操作取引を除く。)の受託及び業務規程第67条各号に掲げる買付けの受託を除く。)をする行為

d (略)

(2) 安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで行う次に掲げる行為

a 当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券又は時価新株予約権付社債券（安定操作取引に係る有価証券が株価指数連動型投資信託受益証券である場合にあっては、当該株価指数連動型投資信託受益証券）について買付けの受託又は売付け（証券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託、金融商品取引業者への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。）若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託

b 当該有価証券の発行者が発行する株券の売買に係る有価証券オプション取引における当該株券の買付けを成立させることができる株券オプションを取得する立場の当事者となる取引又は当該株券の売付けを成立させることができる株券オプションを付与する立場の当事者となる取引の受託（金融商品取引業者からの受託を除く。）

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

(2) 安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで行う次に掲げる行為

a 当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券又は時価新株予約権付社債券（安定操作取引に係る有価証券が株価指数連動型投資信託受益証券である場合にあっては、当該株価指数連動型投資信託受益証券）について買付けの受託又は売付け（証券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託、証券会社若しくは外国証券会社への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。）若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託

b 当該有価証券の発行者が発行する株券の売買に係る有価証券オプション取引における当該株券の買付けを成立させることができる株券オプションを取得する立場の当事者となる取引又は当該株券の売付けを成立させることができる株券オプションを付与する立場の当事者となる取引の受託（証券会社又は外国証券会社からの受託を除く。）

仲介規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(仲介の却下)</p> <p>第3条 仲介の申出が次の各号のいずれかに該当するときは、当取引所は、仲介を行わないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>認可金融商品取引業協会</u>においてあっせん中の紛争につき仲介を申し出たとき</p> <p>(4) (略)</p> <p>(仲介の申出の取下げ)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 申出人が仲介中の紛争につき訴訟の提起又は<u>認可金融商品取引業協会</u>にあっせんの申立てを行うときは、申出人は、その提起又は申立て前に仲介の申出を取り下げなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(仲介の却下)</p> <p>第3条 仲介の申出が次の各号のいずれかに該当するときは、当取引所は、仲介を行わないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>証券業協会</u>においてあっせん中の紛争につき仲介を申し出たとき</p> <p>(4) (略)</p> <p>(仲介の申出の取下げ)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 申出人が仲介中の紛争につき訴訟の提起又は<u>証券業協会</u>にあっせんの申立てを行うときは、申出人は、その提起又は申立て前に仲介の申出を取り下げなければならない。</p>

発行日取引の売買証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) 国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券(受益証券を除き、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。) 100分の70</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方債証券(その発行に際して元引受契約が<u>金融商品取引業者</u>により締結されたものに限る。) 100分の85</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。))及び交換社債券(<u>金融商品取引法第2条第1項第5号</u>に掲げる有価証券又は<u>同項第17号</u>に掲げる有価証券のうち<u>同項第5号</u>の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)又は国内の<u>金融商品取引所</u>にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が<u>金融商品取引業者</u>により締結されたものに限る。)) 100分の85</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている株券(受益証券を除き、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。) 100分の70</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方債証券(その発行に際して元引受契約が<u>証券会社又は外国証券会社</u>により締結されたものに限る。) 100分の85</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。))及び交換社債券(<u>証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第4号</u>に掲げる有価証券又は<u>同項第9号</u>に掲げる有価証券のうち<u>同項第4号</u>の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)又は国内の<u>証券取引所</u>にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が<u>証券会社又は外国証券会社</u>により締結されたものに限る。)) 100分の85</p>

(6) 国内の金融商品取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券又は当取引所若しくは国内の他の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の80

(7) 国内の金融商品取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の80

(8) 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の90

(9) 前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外国債券（転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券以外のものであって、かつ、その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の85

(10) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び社団法人投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）

公社債投資信託の受益証券 100分の85

その他のもの 100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

国内の金融商品取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条若しくは第13条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(6) 国内の証券取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券又は当取引所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

(7) 国内の証券取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

(8) 証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条に定める債券である円貨債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の90

(9) 前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外国債券（転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券以外のものであって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の85

(10) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）

公社債投資信託の受益証券 100分の85

その他のもの 100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

国内の証券取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条若しくは第13条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) 前項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの

社団法人投資信託協会が発表する時価

(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所に上場されているものについては、その最終価格（呼値に関する規則第12条、同第13条、国債証券に関する業務規程の特例の施行規則第3条第2号から第5号まで及び外国債券に関する業務規程の特例の施行規則第6条第1号gからjまで（同条第2号b及び第3号の規定により準用する場合を含む。）の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

3 第1項第2号から第9号まで（第7号を除く。）に掲げる有価証券については、国内の金融商品取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものに限る。

（被合併会社株券等の代用の取扱い）

第5条 （略）

2 前項の規定は、国内の他の金融商品取引所の規則により、当該金融商品取引所において決済物件として認められている被合併会社（会社以外の法人を含む。）株券（優先出資証券及び投資証券を含む。）及び商号変更（名称変更を含む。）前の株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）について準用する。

（代用有価証券からの除外）

第6条 当取引所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）

(2) 前項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の証券取引所に上場されているものについては、その最終価格（呼値に関する規則第12条、同第13条、国債証券に関する業務規程の特例の施行規則第3条第2号から第5号まで及び外国債券に関する業務規程の特例の施行規則第6条第1号gからjまで（同条第2号b及び第3号の規定により準用する場合を含む。）の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

3 第1項第2号から第9号まで（第7号を除く。）に掲げる有価証券については、国内の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものに限る。

（被合併会社株券等の代用の取扱い）

第5条 （略）

2 前項の規定は、国内の他の証券取引所の規則により、当該証券取引所において決済物件として認められている被合併会社（会社以外の法人を含む。）株券（優先出資証券及び投資証券を含む。）及び商号変更（名称変更を含む。）前の株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）について準用する。

（代用有価証券からの除外）

第6条 当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において、当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、当該株

から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者が発行する社債券を、売買取引金等の代用有価証券から除外する。

(1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の金融商品取引所の上場会社の完全子会社となる場合

(2) 当該株券の発行者が国内の金融商品取引所の上場会社に吸収合併される場合

(3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき

2 （略）

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者が発行する社債券を、売買取引金等の代用有価証券から除外する。

(1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の証券取引所の上場会社の完全子会社となる場合

(2) 当該株券の発行者が国内の証券取引所の上場会社に吸収合併される場合

(3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の証券取引所に速やかに上場される見込みがあるとき

2 （略）

有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券取扱責任者の資格要件)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、有価証券取扱責任者となる ことができない。ただし、当取引所が特別の情状を酌 量した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>金融商品取引法第29条の4第1項第2号イからへ までのいずれかに掲げる者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(有価証券取扱責任者の資格要件)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、有価証券取扱責任者となる ことができない。ただし、当取引所が特別の情状を酌 量した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>証券取引法第28条の4第9号イからへまでのい ずれかに掲げる者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に適合しない銘柄の株券が次の各号のいずれかに該当する場合(前項第2号に適合しない場合を除く。)には、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者が発行する株券で、新たに上場された銘柄(以下「他市場経由銘柄」という。)であるとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(選定の時期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の貸借銘柄の選定並びに第2項第4号の貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその3か月目の月の応当日までの間に、<u>第2項第1号の貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその6か月目の月の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行し、改正後の第4条第3項の規定は、この改正規定施行の際、貸借銘柄に選定されていない銘柄(改正前の第4条第3項の規定により平成19年9月30日以降の日に選定できるものに限る。)に係る貸借銘柄の選定について適用する。</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に適合しない銘柄の株券が次の各号のいずれかに該当する場合(前項第2号に適合しない場合を除く。)には、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者が発行する株券で、新たに上場された銘柄(以下「他市場経由銘柄」という。)であるとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(選定の時期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の貸借銘柄の選定(事業年度の末日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。))の日(事業年度の末日が休業日にあたるときは事業年度の末日の4日前の日)以後に上場された銘柄のうち、<u>上場後最初の同項に定める日において上場後最初の選定審査を行うものに係る選定を除く。</u>)並びに第2項第1号及び第4号の貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその3か月目の月の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。</p>

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新株式等の引受け)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合(前条第3項に規定する処理が行われた場合を除く。)において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき当取引所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が当取引所又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている銘柄でない場合にあっては、1単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。)を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。)とする。以下同じ。)の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、取引参加者がこれに応じることができるときは、取引参加者は、新株券(新株式に係る株券をいう。以下同じ。)を引き渡すことにより処理することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p> <p>別表 権利処理価額算出に関する表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 貸借取引の権利処理のために中証金とその銘柄について割当新株式等の売入札又は買入札を行わない場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式無償割当てによる株式を受ける権利(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式が割り当てられる場合)、新株予約権(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする場合)又は新株予約権の割当てを受ける権利(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする新株予約権を取得する場</p>	<p>(新株式等の引受け)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合(前条第3項に規定する処理が行われた場合を除く。)において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき当取引所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が当取引所又は国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている銘柄でない場合にあっては、1単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。)を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。)とする。以下同じ。)の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、取引参加者がこれに応じることができるときは、取引参加者は、新株券(新株式に係る株券をいう。以下同じ。)を引き渡すことにより処理することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p> <p>別表 権利処理価額算出に関する表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 貸借取引の権利処理のために中証金とその銘柄について割当新株式等の売入札又は買入札を行わない場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式無償割当てによる株式を受ける権利(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式が割り当てられる場合)、新株予約権(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする場合)又は新株予約権の割当てを受ける権利(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする新株予約権を取得する場</p>

合)

a 権利落の期日において当該異なる種類の株式に係る株券(以下「割当株券」という。)が国内の金融商品取引所に上場されている場合

(旧株券の権利付売買最終日の割当株券最終値段 - 新株式払込額) × 新株式割当率

b (略)

(3) 会社の分割による株式を受ける権利

a 権利落の期日において承継会社株券(分割により事業を承継する会社が発行する株券をいう。以下同じ。)が国内の金融商品取引所に上場されている場合

分割会社株券(分割を行う会社が発行する株券をいう。以下同じ。)の権利付売買最終日の承継会社株券最終値段 × 新株式割当率

b (略)

(注) (略)

合)

a 権利落の期日において当該異なる種類の株式に係る株券(以下「割当株券」という。)が国内の証券取引所に上場されている場合

(旧株券の権利付売買最終日の割当株券最終値段 - 新株式払込額) × 新株式割当率

b (略)

(3) 会社の分割による株式を受ける権利

a 権利落の期日において承継会社株券(分割により事業を承継する会社が発行する株券をいう。以下同じ。)が国内の証券取引所に上場されている場合

分割会社株券(分割を行う会社が発行する株券をいう。以下同じ。)の権利付売買最終日の承継会社株券最終値段 × 新株式割当率

b (略)

(注) (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 第5号に規定する「上場のための数量制限付分売」とは、国内の他の<u>金融商品取引所</u>の規則に定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものをいうものとする。</p> <p>(7)（略）</p> <p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a （略）</p> <p>b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者（以下このbにおいて「他市場上場会社」という。）若しくは外国会社である場合、株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第3項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であって、当該分割期</p>	<p>1の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 第5号に規定する「上場のための数量制限付分売」とは、国内の他の<u>証券取引所</u>の規則に定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものをいうものとする。</p> <p>(7)（略）</p> <p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a （略）</p> <p>b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者（以下このbにおいて「他市場上場会社」という。）若しくは外国会社である場合、株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第3項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であって、当該分割期日</p>

日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第四部」）又は同項第4号に規定する「第7号様式」（「第二部」及び「第四部」）に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」又は「第7号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」又は同条第2号イに規定する「第8号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）又は「第7号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」又は「第7号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」又は同項第4号に規定する「第7号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

c～f（略）

g 「上場申請のための有価証券報告書（の部）」は、当取引所が定める「上場申請のための有価証券報告書（の部）記載要領」により作成するものとする。ただし、新規上場申請者が、他の金融商品取引所の上場会社である場合には、当該記載事項中一部を省略することができるものとする。

(3)（略）

(4) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a～n（略）

nの2 上場申請に係る有価証券が国内の金融商品

前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第四部」）又は同項第3号に規定する「第7号様式」（「第二部」及び「第四部」）に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」又は「第7号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」又は同条第2号イに規定する「第8号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）又は「第7号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」又は「第7号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」又は同項第3号に規定する「第7号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

c～f（略）

g 「上場申請のための有価証券報告書（の部）」は、当取引所が定める「上場申請のための有価証券報告書（の部）記載要領」により作成するものとする。ただし、新規上場申請者が、他の証券取引所の上場会社である場合には、当該記載事項中一部を省略することができるものとする。

(3)（略）

(4) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a～n（略）

nの2 上場申請に係る有価証券が国内の証券取引

取引所に上場されている内国株券以外の内国株券である場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

nの3～o（略）

(5) 前(4)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、aからdまで、e及びjに規定する書類については、添付を要しない。

a～i（略）

j 上場申請に係る株券が国内の金融商品取引所又は第3条第3項第2号bに定める外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(6)（略）

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

所に上場されている内国株券以外の内国株券である場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

nの3～o（略）

(5) 前(4)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、aからdまで、e及びjに規定する書類については、添付を要しない。

a～i（略）

j 上場申請に係る株券が国内の証券取引所又は第3条第3項第2号bに定める外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(6)（略）

上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 株券の上場手数料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 新規上場申請者(当取引所のみを上場申請を行った新規上場申請者を除く。)の営業の主体が名古屋周辺以外にある場合、又は新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等に上場又は継続的に取引されている場合には、前2項に規定する上場手数料の2分の1を上場手数料とする。</p> <p>(2)~(8) (略)</p>	<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 株券の上場手数料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 新規上場申請者(当取引所のみを上場申請を行った新規上場申請者を除く。)の営業の主体が名古屋周辺以外にある場合、又は新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の証券取引所又は外国の証券取引所等に上場又は継続的に取引されている場合には、前2項に規定する上場手数料の2分の1を上場手数料とする。</p> <p>(2)~(8) (略)</p>
<p>(年間上場料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項に定めるところによるほか、当取引所のみを上場している株券の発行者並びに当取引所及び東京証券取引所又は大阪証券取引所以外の金融商品取引所に上場している株券の発行者は、T D n e t 利用料として、年額9万6千円を支払うものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(年間上場料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項に定めるところによるほか、当取引所のみを上場している株券の発行者並びに当取引所及び東京証券取引所又は大阪証券取引所以外の証券取引所に上場している株券の発行者は、T D n e t 利用料として、年額9万6千円を支払うものとする。</p> <p>5 (略)</p>
<p>平成14年4月1日制定付則</p>	<p>平成14年4月1日制定付則</p>
<p>(上場手数料に係る経過措置)</p> <p>第2条 この規則第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者の上場申請した内国株券の上場がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次に定める金額とする。</p> <p>[定額] 300万円</p> <p>[定率]</p> <p>上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数(以下「投資単位調整後上場株式</p>	<p>(上場手数料に係る経過措置)</p> <p>第2条 この規則第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者の上場申請した内国株券の上場がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次に定める金額とする。</p> <p>[定額] 300万円</p> <p>[定率]</p> <p>上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数(以下「投資単位調整後上場株式</p>

数」という。)について

1単位につき 26円(2,000万円を上限とする。)

「投資単位調整後上場株式数」

$$= \text{「上場株式数」} \times \frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50\text{万円}}$$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の当取引所における最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当該日の国内の他の金融商品取引所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日の当取引所及び国内の他の金融商品取引所における売買が成立しない場合には、上場日後当取引所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し、当取引所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日が同日である場合には、当該日の当取引所の最終価格を用いて計算する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

数」という。)について

1単位につき 26円(2,000万円を上限とする。)

「投資単位調整後上場株式数」

$$= \text{「上場株式数」} \times \frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50\text{万円}}$$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の当取引所における最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当該日の国内の他の証券取引所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日の当取引所及び国内の他の証券取引所における売買が成立しない場合には、上場日後当取引所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の証券取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し、当取引所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の証券取引所において最初に売買立会が成立した日が同日である場合には、当該日の当取引所の最終価格を用いて計算する。

上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>次の各号に掲げる株券（外国株券を除く。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領13(2)の規定は適用しない。）</p> <p>(1) 上場会社が他の上場会社又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>に株券が上場されている非上場会社（以下「他の上場会社等」という。）を吸収合併することにより発行する株券 吸収合併がその効力を生ずる日</p> <p>(2)～(7)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>次の各号に掲げる株券（外国株券を除く。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領13(2)の規定は適用しない。）</p> <p>(1) 上場会社が他の上場会社又は国内の他の<u>証券取引所</u>に株券が上場されている非上場会社（以下「他の上場会社等」という。）を吸収合併することにより発行する株券 吸収合併がその効力を生ずる日</p> <p>(2)～(7)（略）</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第3号関係</p> <p>(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。この場合において、新規上場申請者が外国会社である場合には、本国及び上場申請に係る株券が上場又は継続的に取引されている<u>外国の金融商品取引所等</u>の所在する国(以下「本国等」という。)の法制度についても分かりやすく記載されていること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(b)~(d) (略)</p> <p>d 新規上場申請者が親会社等(親会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。)及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>(a)~(c) (略)</p> <p>(d) 次のイ又はロに適合すること。</p>	<p>1 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第3号関係</p> <p>(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。この場合において、新規上場申請者が外国会社である場合には、本国及び上場申請に係る株券が上場又は継続的に取引されている<u>外国の証券取引所等</u>の所在する国(以下「本国等」という。)の法制度についても分かりやすく記載されていること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(b)~(d) (略)</p> <p>d 新規上場申請者が親会社等(親会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。)及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>(a)~(c) (略)</p> <p>(d) 次のイ又はロに適合すること。</p>

イ 新規上場申請者の親会社等（親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。）が発行する株券が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

ロ （略）

e （略）

(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ同(2) a から d までに掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

a 上場申請に係る株券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に次に掲げる事項が記載されていること。

(a) （略）

(b) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の所有者が、新規上場申請者又は新規上場申請者が元引受契約を締結する金融商品取引業者との間において、上場後の一定期間におけるこれらの有価証券の保有に関する取決めを行っている場合には、その内容

b・c （略）

(4) （略）

2 第4条（上場審査基準）第1項関係

(1) （略）

イ 新規上場申請者の親会社等（親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。）が発行する株券が国内の証券取引所に上場されていること（当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

ロ （略）

e （略）

(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ同(2) a から d までに掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

a 上場申請に係る株券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に次に掲げる事項が記載されていること。

(a) （略）

(b) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の所有者が、新規上場申請者又は新規上場申請者が元引受契約を締結する証券会社との間において、上場後の一定期間におけるこれらの有価証券の保有に関する取決めを行っている場合には、その内容

b・c （略）

(4) （略）

2 第4条（上場審査基準）第1項関係

(1) （略）

(2) 株式の分布状況

a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。

(a) 第2号aに規定する「明らかに固定的所有でない」と認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。

イ (略)

ロ 信託業務を営む銀行、金融商品取引業者その他の投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のため所有する株式

ハ 証券金融会社又は金融商品取引業者が所有する株式のうち信用取引に係る株式

ニ～ヌ (略)

(b)～(f) (略)

b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(2)において「最近の基準日等」という。)の後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する金融商品取引業者である当取引所の取引参加者(以下「元引受取引参加者」という。)は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該公募又は売出しに関し元引受契約

(2) 株式の分布状況

a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。

(a) 第2号aに規定する「明らかに固定的所有でない」と認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。

イ (略)

ロ 信託業務を営む銀行、証券会社その他の投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のため所有する株式

ハ 証券金融会社又は証券会社若しくは外国証券会社が所有する株式のうち信用取引に係る株式

ニ～ヌ (略)

(b)～(f) (略)

b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(2)において「最近の基準日等」という。)の後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者(以下「元引受取引参加者」という。)は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該公募又は売出しに関し元引

を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。(以下この(2)において同じ。)

ロ～二 (略)

(b) 上場のための数量制限付分売を行う場合

イ 新規上場申請者及び上場のための数量制限付分売を行う金融商品取引業者である当取引所の取引参加者(以下「立会外分売取扱い取引参加者」という。)は、当該上場のための数量制限付分売の内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した当取引所所定の「数量制限付分売予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

ロ・八 (略)

(c) 上場申請に係る株券の公募又は売出しについて当取引所の取引参加者以外の金融商品取引業者(以下「非取引参加者金融商品取引業者」という。)又は外国証券業者が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約(当取引所の取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。)を締結する場合には、新規上場申請者は、当該公募又は売出しについて元引受契約等を締結する非取引参加者金融商品取引業者(当取引所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受取引参加者が、同時に上場申請を行った国内の金融商品取引所のうちいずれか1か所の金融商品取引所を主たる金融商品取引所として指定し、当取引所に通知した場合であって、当該指定に係る金融商品取引所(以下「指定金融商品取引所」という。)が当取引所以外の金融商品取引所であるときは、当該金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者金融商品取引業者に限る。)又は外国証券業者

受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。(以下この(2)において同じ。)

ロ～二 (略)

(b) 上場のための数量制限付分売を行う場合

イ 新規上場申請者及び上場のための数量制限付分売を行う証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者(以下「立会外分売取扱い取引参加者」という。)は、当該上場のための数量制限付分売の内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した当取引所所定の「数量制限付分売予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

ロ・八 (略)

(c) 上場申請に係る株券の公募又は売出しについて当取引所の取引参加者以外の証券会社若しくは外国証券会社(以下「非取引参加者証券会社」という。)又は外国証券業者(外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。以下同じ。)が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約(当取引所の取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。)を締結する場合には、新規上場申請者は、当該公募又は売出しについて元引受契約等を締結する非取引参加者証券会社(当取引所と国内の他の証券取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受取引参加者が、同時に上場申請を行った国内の証券取引所のうちいずれか1か所の証券取引所を主たる証券取引所として指定し、当取引所に通知した場合であって、当該指定に係る証券取引所(以下「指定証券取引所」という。)が当取引所以外の証券取引所であるときは、当該証券取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者証券会社に

(当取引所が指定金融商品取引所となる場合に元引受契約等を締結する外国証券業者に限る。)との間において、当該公募又は売出しの実施状況に関する元引受取引参加者への報告等を内容とする契約を締結することができる。この場合において、新規上場申請者が当該契約を証する書面の写しを当取引所に提出したときは、当該契約を締結する非取引参加者金融商品取引業者又は外国証券業者が引き受け又は取り扱う株主等の状況について、(a)に規定する「公募又は売出予定書」及び「公募又は売出実施通知書」に記載することができるものとする。

c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け(新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。)に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該基準日等の後に買い付けた自己株券に係る株式数(当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このcにおいて「当該買付株式数」という。)について新規上場申請者が当取引所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ・ロ (略)

(b) (略)

d 国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の

限る。)又は外国証券業者(当取引所が指定証券取引所となる場合に元引受契約等を締結する外国証券業者に限る。)との間において、当該公募又は売出しの実施状況に関する元引受取引参加者への報告等を内容とする契約を締結することができる。この場合において、新規上場申請者が当該契約を証する書面の写しを当取引所に提出したときは、当該契約を締結する非取引参加者証券会社又は外国証券業者が引き受け又は取り扱う株主等の状況について、(a)に規定する「公募又は売出予定書」及び「公募又は売出実施通知書」に記載することができるものとする。

c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け(新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。)に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該基準日等の後に買い付けた自己株券に係る株式数(当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このcにおいて「当該買付株式数」という。)について新規上場申請者が当取引所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ・ロ (略)

(b) (略)

d 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の後に

後に株券の公募若しくは売出し又は国内の金融商品取引所の規則により定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事取引参加者が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの(a)八、(b)八又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受取引参加者又は立会外分売取扱取引参加者が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

(a)・(b)（略）

e（略）

(3) 上場時価総額

第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。

a 国内の金融商品取引所に上場されている株券（外国会社の場合には、国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券）の発行者である新規上場申請者

(a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次の(b)において同じ。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

(b)（略）

b（略）

(4)～(6)（略）

(7) 時価総額

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第3号に

株券の公募若しくは売出し又は国内の証券取引所の規則により定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事取引参加者が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの(a)八、(b)八又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受取引参加者又は立会外分売取扱取引参加者が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

(a)・(b)（略）

e（略）

(3) 上場時価総額

第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。

a 国内の証券取引所に上場されている株券（外国会社の場合には、国内の証券取引所又は外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されている株券）の発行者である新規上場申請者

(a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の証券取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次の(b)において同じ。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

(b)（略）

b（略）

(4)～(6)（略）

(7) 時価総額

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第3号に

規定する上場時価総額に、当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

b～g（略）

(8)～(10)（略）

(11) 株式の譲渡制限

第11号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合」とは、次のaからcまでに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合（bにあつては実質株主名簿への記載をしない場合を含む。）又は法第103条の2第1項の規定により議決権の取得又は保有を制限されている場合をいうものとする。

a～c（略）

3 第4条（上場審査基準）第2項関係

(1) 上場株式数

a（略）

b 第1号に規定する「当取引所の市場における売買単位」は、原則として次の(a)から(f)までに定める上場申請日の前2週間以内の日からさかのぼって1年間の外国の金融商品取引所等における毎日の終値の平均又は気配相場の平均（外国の金融商品取引所等における終値又は気配相場がない銘柄については、上場申請日から上場日の前日までの期間に行う株券の公募又は売出しにおける発行価格又は売出価格等を勘案して当取引所がその都度定める価格）の区分に従い、当該(a)から(f)までに定めるところによるものとする。

(a)～(f)（略）

c（略）

(2) 本邦内株主数

a 第2号に規定する「本邦内株主」とは、上場申請に係る株券の当取引所の市場における売買単位以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者（上場申請に係る株券が、外

規定する上場時価総額に、当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式（国内の証券取引所に上場されているもの又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

b～g（略）

(8)～(10)（略）

(11) 株式の譲渡制限

第11号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合」とは、次のaからcまでに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合（bにあつては実質株主名簿への記載をしない場合を含む。）又は法第103条第1項の規定により議決権の取得又は保有を制限されている場合をいうものとする。

a～c（略）

3 第4条（上場審査基準）第2項関係

(1) 上場株式数

a（略）

b 第1号に規定する「当取引所の市場における売買単位」は、原則として次の(a)から(f)までに定める上場申請日の前2週間以内の日からさかのぼって1年間の外国の証券取引所等における毎日の終値の平均又は気配相場の平均（外国の証券取引所等における終値又は気配相場がない銘柄については、上場申請日から上場日の前日までの期間に行う株券の公募又は売出しにおける発行価格又は売出価格等を勘案して当取引所がその都度定める価格）の区分に従い、当該(a)から(f)までに定めるところによるものとする。

(a)～(f)（略）

c（略）

(2) 本邦内株主数

a 第2号に規定する「本邦内株主」とは、上場申請に係る株券の当取引所の市場における売買単位以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者（上場申請に係る株券が、外

国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、外国に住所又は居所を有する者を含む。)で、新規上場申請者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者(払込済普通株式のうち株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合の当該預託証券に係る株式については、当該預託証券の所有者が当該預託証券に表示される権利に係る株式を所有しているものとみなす。(3) bにおいて同じ。)以外の者をいうものとする。

b (略)

(3)~(5) (略)

5 第5条(セントレックスへの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a~c (略)

d 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。))及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかでない場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社等(親会社等に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる

国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、外国に住所又は居所を有する者を含む。)で、新規上場申請者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者(払込済普通株式のうち株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合の当該預託証券に係る株式については、当該預託証券の所有者が当該預託証券に表示される権利に係る株式を所有しているものとみなす。(3) bにおいて同じ。)以外の者をいうものとする。

b (略)

(3)~(5) (略)

5 第5条(セントレックスへの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a~c (略)

d 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。))及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかでない場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社等(親会社等に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる

会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次の口において同じ。)が発行する株券が国内の金融商品取引所に上場されていること(当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)。

口 (略)

e (略)

(2) 前(1)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ同(1) a から e までに掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

a 上場申請に係る株券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に次に掲げる事項が記載されていること。

(a) (略)

(b) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の所有者が、新規上場申請者又は新規上場申請者が元引受契約を締結する金融商品取引業者との間において、上場後の一定期間におけるこれらの有価証券の保有に関する取決めを行っている場合には、その内容

b (略)

(3) (略)

6 第6条(セントレックスへの上場審査基準)第1項関係

(1) 株式の分布状況

a 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、上場申請に係る株券の公募又は売出し(以下この(1)及

会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次の口において同じ。)が発行する株券が国内の証券取引所に上場されていること(当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)。

口 (略)

e (略)

(2) 前(1)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ同(1) a から e までに掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

a 上場申請に係る株券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に次に掲げる事項が記載されていること。

(a) (略)

(b) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の所有者が、新規上場申請者又は新規上場申請者が元引受契約を締結する証券会社との間において、上場後の一定期間におけるこれらの有価証券の保有に関する取決めを行っている場合には、その内容

b (略)

(3) (略)

6 第6条(セントレックスへの上場審査基準)第1項関係

(1) 株式の分布状況

a 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、上場申請に係る株券の公募又は売出し(以下この(1)及

び(2)において「上場に係る公募等」という。)の内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が上場に係る公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場に係る公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。(以下この(1)において同じ。)

b～d (略)

e 2(2)bの(c)の規定は、上場に係る公募等について非取引参加者金融商品取引業者又は外国証券業者が元引受契約等を締結する場合について準用する。

f～h (略)

(2)～(4) (略)

7 第6条(セントレックスへの上場審査基準)第2項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1号において審査対象とする公募又は売出しは、新規上場申請者が本邦内において行うものに限るものとする。ただし、上場申請に係る株券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、この限りでない。

(4)～(6) (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

び(2)において「上場に係る公募等」という。)の内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が上場に係る公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場に係る公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。

(以下この(1)において同じ。)

b～d (略)

e 2(2)bの(c)の規定は、上場に係る公募等について非取引参加者証券会社又は外国証券業者が元引受契約等を締結する場合について準用する。

f～h (略)

(2)～(4) (略)

7 第6条(セントレックスへの上場審査基準)第2項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1号において審査対象とする公募又は売出しは、新規上場申請者が本邦内において行うものに限るものとする。ただし、上場申請に係る株券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、この限りでない。

(4)～(6) (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者（国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として当取引所が定める者並びに外国会社を除く。以下同じ。）の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当等について、必要な事項を定める。</p> <p>(公募又は売出予定書の提出)</p> <p>第2条 新規上場申請者が、上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募又は売出し（以下「上場前の公募等」という。）を行う場合には、新規上場申請者及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する<u>金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）</u>である当取引所の取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第3項に規定するIPO取引参加者をいう。以下同じ。）（以下「元引受取引参加者」という。）は、上場申請後遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を当取引所に提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する<u>金融商品取引業者</u>である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。（以下この規則において同じ。）</p> <p>2 （略）</p> <p>(委託販売に係る事務の委託)</p> <p>第6条 元引受取引参加者は、上場前の公募等についてブック・ビルディングを行う場合であって、元引受取</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者（国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として当取引所が定める者並びに外国会社を除く。以下同じ。）の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当等について、必要な事項を定める。</p> <p>(公募又は売出予定書の提出)</p> <p>第2条 新規上場申請者が、上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募又は売出し（以下「上場前の公募等」という。）を行う場合には、新規上場申請者及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する<u>証券会社（外国証券会社を含む。以下同じ。）</u>である当取引所の取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第3項に規定するIPO取引参加者をいう。以下同じ。）（以下「元引受取引参加者」という。）は、上場申請後遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を当取引所に提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する<u>証券会社</u>である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。（以下この規則において同じ。）</p> <p>2 （略）</p> <p>(委託販売に係る事務の委託)</p> <p>第6条 元引受取引参加者は、上場前の公募等についてブック・ビルディングを行う場合であって、元引受取</p>

引参加者以外の金融商品取引業者（当該上場前の公募等について第8条に規定する当取引所が必要と認める事項を内容とする契約又は第9条に規定する当取引所が必要と認める書面の元引受取引参加者への提供等を内容とする契約を締結した金融商品取引業者及びこれらの契約と同種の契約を国内の他の金融商品取引所の会員又は取引参加者と締結した金融商品取引業者を除く。）に当該上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを行わせるときは、当該募集又は売出しの取扱いに関し、当取引所が適当と認める事務を当取引所に委託することができる。

（非取引参加者金融商品取引業者等による元引受契約等の締結の取扱い）

第8条 上場前の公募等について当取引所の取引参加者以外の金融商品取引業者（以下「非取引参加者金融商品取引業者」という。）又は外国証券業者が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約（当取引所の取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、新規上場申請者は、当該非取引参加者金融商品取引業者又は外国証券業者とこの規則の趣旨の遵守について当取引所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について当取引所が適当と認める書面を当取引所に提出するものとする。

（同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等）

第9条 前条の規定にかかわらず、当取引所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者の上場前の公募等について当該他の金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者金融商品取引業者（次条第1項の規定により当取引所以外の金融商品取引所を指定した場合には、当該指定に係る金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者金融商品取引業者に限る。以下この条において同じ。）が元引受契約等を締結する場合には、当該新規

引参加者以外の証券会社（当該上場前の公募等について第8条に規定する当取引所が必要と認める事項を内容とする契約又は第9条に規定する当取引所が必要と認める書面の元引受取引参加者への提供等を内容とする契約を締結した証券会社及びこれらの契約と同種の契約を国内の他の証券取引所の会員又は取引参加者と締結した証券会社を除く。）に当該上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを行わせるときは、当該募集又は売出しの取扱いに関し、当取引所が適当と認める事務を当取引所に委託することができる。

（非取引参加者証券会社等による元引受契約等の締結の取扱い）

第8条 上場前の公募等について当取引所の取引参加者以外の証券会社（以下「非取引参加者証券会社」という。）又は外国証券業者（外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。以下同じ。）が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約（当取引所の取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、新規上場申請者は、当該非取引参加者証券会社又は外国証券業者とこの規則の趣旨の遵守について当取引所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について当取引所が適当と認める書面を当取引所に提出するものとする。

（同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等）

第9条 前条の規定にかかわらず、当取引所と国内の他の証券取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者の上場前の公募等について当該他の証券取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者証券会社（次条第1項の規定により当取引所以外の証券取引所を指定した場合には、当該指定に係る証券取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者証券会社に限る。以下この条において同じ。）が元引受契約等を締結する場合には、当該新規上場申請者は、当該非取引参加者証

上場申請者は、当該非取引参加者金融商品取引業者と当該上場前の公募等について当取引所が必要と認める書面の元引受取引参加者への提供等を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について当取引所が適当と認める書面を当取引所に提出するものとする。

(上場前の公募等に関する金融商品取引所の指定等)

第10条 当取引所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受取引参加者は、同時に上場申請を行った国内の金融商品取引所のうちいずれか1か所の金融商品取引所を、上場前の公募等に関し主たる事務を取り扱う金融商品取引所として指定するものとし、これを当取引所に通知するものとする。

2 新規上場申請者及び元引受取引参加者が、前項の規定により当取引所以外の金融商品取引所を指定した場合には、第4条第2項(公表に係る部分に限る。)、第5条第2項(公表に係る部分に限る。)、第6条、第8条、第12条第2項(公表に係る部分に限る。)、第13条第2項(公表に係る部分に限る。)、第17条、第18条第1項及び第19条から第22条までの規定は、適用しない。

(入札の取次等)

第18条 (略)

2 (略)

3 取引参加者は、次の各号に掲げる者の入札(金融商品取引業者にあっては、自己の計算に基づく入札)の取次ぎを行ってはならない。

(1)~(3) (略)

(4) 金融商品取引業者並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

4 (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

券会社と当該上場前の公募等について当取引所が必要と認める書面の元引受取引参加者への提供等を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について当取引所が適当と認める書面を当取引所に提出するものとする。

(上場前の公募等に関する証券取引所の指定等)

第10条 当取引所と国内の他の証券取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受取引参加者は、同時に上場申請を行った国内の証券取引所のうちいずれか1か所の証券取引所を、上場前の公募等に関し主たる事務を取り扱う証券取引所として指定するものとし、これを当取引所に通知するものとする。

2 新規上場申請者及び元引受取引参加者が、前項の規定により当取引所以外の証券取引所を指定した場合には、第4条第2項(公表に係る部分に限る。)、第5条第2項(公表に係る部分に限る。)、第6条、第8条、第12条第2項(公表に係る部分に限る。)、第13条第2項(公表に係る部分に限る。)、第17条、第18条第1項及び第19条から第22条までの規定は、適用しない。

(入札の取次等)

第18条 (略)

2 (略)

3 取引参加者は、次の各号に掲げる者の入札(証券会社にあっては、自己の計算に基づく入札)の取次ぎを行ってはならない。

(1)~(3) (略)

(4) 証券会社並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

4 (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(これらに準じる者の定義)</p> <p>第2条 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として当取引所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本邦以外の地域の<u>金融商品取引所</u>又は組織された店頭市場(以下「<u>外国の金融商品取引所等</u>」という。)において上場又は継続的に取引されている内国株券の発行者</p> <p>(3) 上場会社、国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者又は<u>外国の金融商品取引所等</u>において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその事業を承継する会社(当該承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者</p>	<p>(これらに準じる者の定義)</p> <p>第2条 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として当取引所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本邦以外の地域の<u>証券取引所</u>又は組織された店頭市場(以下「<u>外国の証券取引所等</u>」という。)において上場又は継続的に取引されている内国株券の発行者</p> <p>(3) 上場会社、国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者又は<u>外国の証券取引所等</u>において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその事業を承継する会社(当該承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者</p>
<p>(委託販売に係る事務の委託の取扱い)</p> <p>第4条 上場前公募等規則第6条に規定する「当取引所が適当と認める事務」は、元引受取引参加者が上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを同条に規定する元引受取引参加者以外の<u>金融商品取引業者</u>に行わせることとした旨の当該<u>金融商品取引業者</u>への通知、当該<u>金融商品取引業者</u>からの当該募集又は売出しの取扱いに係る申込みの受付、当該募集又は売出しの取扱いを行う当該<u>金融商品取引業者</u>の選定のための抽選及びその結果の元引受取引参加者への通知等の事務をいう。</p>	<p>(委託販売に係る事務の委託の取扱い)</p> <p>第4条 上場前公募等規則第6条に規定する「当取引所が適当と認める事務」は、元引受取引参加者が上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを同条に規定する元引受取引参加者以外の<u>証券会社</u>に行わせることとした旨の当該<u>証券会社</u>への通知、当該<u>証券会社</u>からの当該募集又は売出しの取扱いに係る申込みの受付、当該募集又は売出しの取扱いを行う当該<u>証券会社</u>の選定のための抽選及びその結果の元引受取引参加者への通知等の事務をいう。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(非取引参加者<u>金融商品取引業者</u>等の上場前の公募等の取扱い等)</p> <p>第6条 上場前公募等規則第8条に規定する「当取引所が適当と認める書面」とは、同条の規定により<u>非取引参加者金融商品取引業者</u>又は<u>外国証券業者</u>との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。</p>	<p>(非取引参加者<u>証券会社</u>等の上場前の公募等の取扱い等)</p> <p>第6条 上場前公募等規則第8条に規定する「当取引所が適当と認める書面」とは、同条の規定により<u>非取引参加者証券会社</u>又は<u>外国証券業者</u>との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。</p>

(同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等の取扱い)

第7条 上場前公募等規則第9条に規定する「当取引所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非取引参加者金融商品取引業者との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(国内の他の金融商品取引所に競争入札による公募等に係る事務が委任される場合の適用除外)

第8条 第12条第6号及び第7号の規定は、上場前公募等規則第10条第2項の場合において、国内の他の金融商品取引所に競争入札による公募等に係る事務が委任されるときは、適用しない。

(落札者名簿の取扱い)

第17条 (略)

2 落札取引参加者は、他の金融商品取引業者からの取次により入札を行った場合には、当該他の金融商品取引業者から上場前公募等規則第21条第2項に規定する「落札者名簿」の提出を受け、落札結果の通知日から起算して3日目の日までに当取引所に提出するものとする。

(第三者割当等による募集株式の割当に関する規制の取扱い)

第21条 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「その他当取引所が適当と認める方法」とは、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する株券に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。

2～4 (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

(同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等の取扱い)

第7条 上場前公募等規則第9条に規定する「当取引所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非取引参加者証券会社との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(国内の他の証券取引所に競争入札による公募等に係る事務が委任される場合の適用除外)

第8条 第12条第6号及び第7号の規定は、上場前公募等規則第10条第2項の場合において、国内の他の証券取引所に競争入札による公募等に係る事務が委任されるときは、適用しない。

(落札者名簿の取扱い)

第17条 (略)

2 落札取引参加者は、他の証券会社からの取次により入札を行った場合には、当該他の証券会社から上場前公募等規則第21条第2項に規定する「落札者名簿」の提出を受け、落札結果の通知日から起算して3日目の日までに当取引所に提出するものとする。

(第三者割当等による募集株式の割当に関する規制の取扱い)

第21条 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「その他当取引所が適当と認める方法」とは、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する株券に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により証券会社が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。

2～4 (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部
改正新旧対照表

新	旧
<p>1の3 第2条(会社情報の開示)第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社が親会社等(親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この(3)において同じ。)を有している場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者である場合、当該親会社等(株券上場審査基準の取扱い1(2)dの(d)の口又は5(1)dの(c)の口の規定による確約の対象である親会社等を除く。以下、この(3)(aからc列記部分を除く。)において同じ。)が<u>外国の金融商品取引所等</u>において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券(当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。)の発行者である場合、当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に掲げる事実を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合その他当取引所が適当と認める者である場合は、この限りでない。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>1の3 第2条(会社情報の開示)第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社が親会社等(親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この(3)において同じ。)を有している場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の<u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者である場合、当該親会社等(株券上場審査基準の取扱い1(2)dの(d)の口又は5(1)dの(c)の口の規定による確約の対象である親会社等を除く。以下、この(3)(aからc列記部分を除く。)において同じ。)が<u>外国の証券取引所等</u>において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券(当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。)の発行者である場合、当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に掲げる事実を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合その他当取引所が適当と認める者である場合は、この限りでない。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(4) (略)</p>
<p>2の4 第2条(会社情報の開示)第9項関係</p> <p>第9項に規定する「当取引所が定める親会社等に関する事項」とは、次の(1)から(5)に定める事項をいうものとする。</p> <p>(1) 親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行する株券が上場されている国内の<u>金融商品取引所</u>又は上場若しくは継続的に取引されている<u>外国の金融商品取引所等</u>の商号又は名称</p>	<p>2の4 第2条(会社情報の開示)第9項関係</p> <p>第9項に規定する「当取引所が定める親会社等に関する事項」とは、次の(1)から(5)に定める事項をいうものとする。</p> <p>(1) 親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行する株券が上場されている国内の<u>証券取引所</u>又は上場若しくは継続的に取引されている<u>外国の証券取引所等</u>の商号又は名称</p>

(2) (略)

(3) 親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。）が1の2(3)ただし書の適用を受ける場合（当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合を除く。）には、当該ただし書の適用を当該取引所に認められた理由

(4) (略)

(5) 親会社等との取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第15条の4の2の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項（上場外国会社にあつてはこれに相当する事項）をいう。）

5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a～m (略)

n 第12号に掲げる事項

(a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合

次に掲げるところによる「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」

イ 記載事項

上場会社又は売出しに係る有価証券の所有者と法第21条第4項に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者の商号

(2) (略)

(3) 親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。）が1の2(3)ただし書の適用を受ける場合（当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合を除く。）には、当該ただし書の適用を当該取引所に認められた理由

(4) (略)

(5) 親会社等との取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第15条の4の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項（上場外国会社にあつてはこれに相当する事項）をいう。）

5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a～m (略)

n 第12号に掲げる事項

(a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合

次に掲げるところによる「元引受契約を締結する証券会社通知書」

イ 記載事項

上場会社又は売出しに係る有価証券の所有者と法第21条第4項に規定する元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社の商号

ロ (略)

(b) (略)

(c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売価格が一の取引所金融商品市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合

次に掲げるところによる「算式表示による発行価格(売出価格)通知書」及び「発行価格(売出価格)の確定値通知書」

イ・ロ (略)

(4)~(7) (略)

15 第15条(その他書類の提出)関係

第15条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a (略)

aの2 上場外国会社である場合には、各事業年度末日現在における当取引所の定める様式による株式の分布状況表(事業年度経過後6か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。)

この場合において、上場銘柄が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合にあつては、外国に住所又は居所を有する株主について、次に定めるところにより記載するものとする。

(a)~(c) (略)

b 上場会社が発行者である有価証券の外国の金融商品取引所における上場(外国の組織された店頭市場において継続的に取引されることとなる場合を含む。以下このbにおいて同じ。)若しくは上場廃止(外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場での相場を即時に入手することができない状態となる場合を含む。以下このbにおいて同じ。)に関する報告書(上場会社が発行者である有価証券が外国の金融商品取引所において上場されることとなる場合若しくは上場廃止となる場合)

c (略)

d 上場会社が継続開示会社である親会社等(国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者

ロ (略)

(b) (略)

(c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売価格が一の取引所有価証券市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合

次に掲げるところによる「算式表示による発行価格(売出価格)通知書」及び「発行価格(売出価格)の確定値通知書」

イ・ロ (略)

(4)~(7) (略)

15 第15条(その他書類の提出)関係

第15条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a (略)

aの2 上場外国会社である場合には、各事業年度末日現在における当取引所の定める様式による株式の分布状況表(事業年度経過後6か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。)

この場合において、上場銘柄が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合にあつては、外国に住所又は居所を有する株主について、次に定めるところにより記載するものとする。

(a)~(c) (略)

b 上場会社が発行者である有価証券の外国の証券取引所における上場(外国の組織された店頭市場において継続的に取引されることとなる場合を含む。以下このbにおいて同じ。)若しくは上場廃止(外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場での相場を即時に入手することができない状態となる場合を含む。以下このbにおいて同じ。)に関する報告書(上場会社が発行者である有価証券が外国の証券取引所において上場されることとなる場合若しくは上場廃止となる場合)

c (略)

d 上場会社が継続開示会社である親会社等(国内の証券取引所に上場されている株券の発行者その

その他当取引所が適当と認める者を除く。)を有している場合には、当該親会社等が内閣総理大臣等(内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者(親会社等が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。)をいう。)に次の書類を提出した場合には、その写し。この場合において、当該上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)~(d) (略)

e~g (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

他当取引所が適当と認める者を除く。)を有している場合には、当該親会社等が内閣総理大臣等(内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者(親会社等が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。)をいう。)に次の書類を提出した場合には、その写し。この場合において、当該上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)~(d) (略)

e~g (略)

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)～(4)の2 （略）</p> <p>(5) 第5項の規定を株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a （略）</p> <p>b 次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者又は上場市場変更申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める額が500億円以上であること。</p> <p>(a) 国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者</p> <p>イ 当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が上場申請又は上場市場の変更申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合</p> <p>当該公募又は売出しの価格（以下このbにおいて「公開価格」という。）と当該公開価格を決定した日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の<u>金融商品取引所</u>の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次のロにおいて同じ。）のいずれか低い価格に上場時又は上場市場の変更時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額</p> <p>ロ （略）</p> <p>(b) （略）</p> <p>c （略）</p> <p>(5)の2 第5項の規定を外国株券に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a （略）</p> <p>b 次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者又は上場市場変更申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める額が500億円以上であること。</p> <p>(a) 国内の<u>金融商品取引所</u>又は外国の<u>金融商品取引所等</u>において上場又は継続的に取引されてい</p>	<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)～(4)の2 （略）</p> <p>(5) 第5項の規定を株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a （略）</p> <p>b 次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者又は上場市場変更申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める額が500億円以上であること。</p> <p>(a) 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者</p> <p>イ 当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が上場申請又は上場市場の変更申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合</p> <p>当該公募又は売出しの価格（以下このbにおいて「公開価格」という。）と当該公開価格を決定した日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の<u>証券取引所</u>の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次のロにおいて同じ。）のいずれか低い価格に上場時又は上場市場の変更時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額</p> <p>ロ （略）</p> <p>(b) （略）</p> <p>c （略）</p> <p>(5)の2 第5項の規定を外国株券に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a （略）</p> <p>b 次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者又は上場市場変更申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める額が500億円以上であること。</p> <p>(a) 国内の<u>証券取引所</u>又は外国の<u>証券取引所等</u>において上場又は継続的に取引されている株券の</p>

る株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者

イ 当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が上場申請又は上場市場の変更申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの価格（以下このbにおいて「公開価格」という。）と当該公開価格を決定した日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場又は継続的に取引されている国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次の口において同じ。）のいずれか低い価格に上場時又は上場市場の変更時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

ロ（略）

(b)（略）

c（略）

(6)～(10)（略）

2 第3条（指定基準）第1項関係

(1)～(3)（略）

(4) 売買高

a（略）

b 上場会社が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合において、当該株券の国内の他の金融商品取引所における売買高を記載した書面を当取引所に提出したときには、前aに規定する市場内売買の売買高に代えて、当該国内の他の金融商品取引所における売買高に基づき、第3号に規定する売買高を算定することができるものとする。

c（略）

(5)～(7)（略）

(8) 時価総額

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第4号に規定する上場時価総額に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている

発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者

イ 当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が上場申請又は上場市場の変更申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの価格（以下このbにおいて「公開価格」という。）と当該公開価格を決定した日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場又は継続的に取引されている国内の証券取引所又は外国の証券取引所等における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次の口において同じ。）のいずれか低い価格に上場時又は上場市場の変更時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

ロ（略）

(b)（略）

c（略）

(6)～(10)（略）

2 第3条（指定基準）第1項関係

(1)～(3)（略）

(4) 売買高

a（略）

b 上場会社が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合において、当該株券の国内の他の証券取引所における売買高を記載した書面を当取引所に提出したときには、前aに規定する市場内売買の売買高に代えて、当該国内の他の証券取引所における売買高に基づき、第3号に規定する売買高を算定することができるものとする。

c（略）

(5)～(7)（略）

(8) 時価総額

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第4号に規定する上場時価総額に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の証券取引所に上場されているもの又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限

ものに限る。)に係る時価総額(当取引所が定めるところにより算定する。)を加えた額をいう。

b～e (略)

(9) (略)

3 第3条(指定基準)第2項関係

(1) 指定対象

a 第2項に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の(a)から(e)までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうかが審査を行うものとする。この場合において、上場会社の本国及び当該上場会社が発行者である上場株券が上場又は継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の所在する国(以下「本国等」という。)における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

(a)～(e) (略)

b (略)

(2) (略)

(3) 株式の分布状況

a 第2号aに規定する「本邦内株主」とは、上場銘柄の当取引所の市場における売買単位の数量以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者(上場銘柄が、外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合は、外国に住所又は居所を有する者を含む。)で、上場銘柄の発行者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者(払込済普通株式のうち株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合の当該預託証券に係る株式については、当該預託証券の所有者が当該預託証券に表示される権利に係る株式を所有しているものとみなす。cにおいて同じ。)以外の者をいうものとする。

b～e (略)

(4) 売買高

a (略)

b 上場会社が当該銘柄の外国の金融商品取引所等

る。)に係る時価総額(当取引所が定めるところにより算定する。)を加えた額をいう。

b～e (略)

(9) (略)

3 第3条(指定基準)第2項関係

(1) 指定対象

a 第2項に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の(a)から(e)までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうかが審査を行うものとする。この場合において、上場会社の本国及び当該上場会社が発行者である上場株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等の所在する国(以下「本国等」という。)における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

(a)～(e) (略)

b (略)

(2) (略)

(3) 株式の分布状況

a 第2号aに規定する「本邦内株主」とは、上場銘柄の当取引所の市場における売買単位の数量以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者(上場銘柄が、外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合は、外国に住所又は居所を有する者を含む。)で、上場銘柄の発行者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者(払込済普通株式のうち株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合の当該預託証券に係る株式については、当該預託証券の所有者が当該預託証券に表示される権利に係る株式を所有しているものとみなす。cにおいて同じ。)以外の者をいうものとする。

b～e (略)

(4) 売買高

a (略)

b 上場会社が当該銘柄の外国の証券取引所等にお

における売買高を記載した書面を当取引所に提出した場合には、前 a に規定する市場内売買の売買高に代えて、当該外国の金融商品取引所等における売買高に基づき、第 3 号に規定する売買高を算定することができるものとする。

c (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

ける売買高を記載した書面を当取引所に提出した場合には、前 a に規定する市場内売買の売買高に代えて、当該外国の証券取引所等における売買高に基づき、第 3 号に規定する売買高を算定することができるものとする。

c (略)

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）第1項関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 売買高</p> <p>a～c（略）</p> <p>d 上場会社が国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者である場合には、前cに規定する市場内売買の売買高に代えて、当該銘柄の国内の他の<u>金融商品取引所</u>における売買高に基づき、第3号に規定する売買高を算定することができるものとする。</p> <p>e（略）</p> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>2 第2条（指定替え基準）第2項関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号に規定する「本邦内株主」とは、上場銘柄の当取引所の市場における売買単位の数量以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者（上場銘柄が、<u>外国の金融商品取引所等</u>において上場又は継続的に取引されていない場合は、外国に住所又は居所を有する者を含む。）で、上場銘柄の発行者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者（払込済普通株式のうち株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合の当該預託証券に係る株式については、当該預託証券の所有者が当該預託証券に表示される権利に係る株式を所有しているものとみなす。）以外の者をいうものとする。</p> <p>b～e（略）</p> <p>(4) 売買高</p> <p>a（略）</p> <p>b 上場会社が当該銘柄の<u>外国の金融商品取引所等</u>における売買高を記載した書面を当取引所に提出した場合には、前aにおいて準用する1(3)cに定め</p>	<p>1 第2条（指定替え基準）第1項関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 売買高</p> <p>a～c（略）</p> <p>d 上場会社が国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者である場合には、前cに規定する市場内売買の売買高に代えて、当該銘柄の国内の他の<u>証券取引所</u>における売買高に基づき、第3号に規定する売買高を算定することができるものとする。</p> <p>e（略）</p> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>2 第2条（指定替え基準）第2項関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号に規定する「本邦内株主」とは、上場銘柄の当取引所の市場における売買単位の数量以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者（上場銘柄が、<u>外国の証券取引所等</u>において上場又は継続的に取引されていない場合は、外国に住所又は居所を有する者を含む。）で、上場銘柄の発行者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者（払込済普通株式のうち株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合の当該預託証券に係る株式については、当該預託証券の所有者が当該預託証券に表示される権利に係る株式を所有しているものとみなす。）以外の者をいうものとする。</p> <p>b～e（略）</p> <p>(4) 売買高</p> <p>a（略）</p> <p>b 上場会社が当該銘柄の<u>外国の証券取引所等</u>における売買高を記載した書面を当取引所に提出した場合には、前aにおいて準用する1(3)cに定める市</p>

る市場内売買の売買高に代えて、当該外国の金融商品取引所等における売買高に基づき、第3号に規定する売買高を算定することができるものとする。

c (略)

(5) (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

場内売買の売買高に代えて、当該外国の証券取引所等における売買高に基づき、第3号に規定する売買高を算定することができるものとする。

c (略)

(5) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第2条(上場廃止基準)第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国の金融商品取引所等</u>における上場廃止等 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 株式の分布状況</p> <p>a 第3号に規定する「本邦内株主」とは、上場銘柄の当取引所の市場における売買単位の数量以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者(上場銘柄が、<u>外国の金融商品取引所等</u>において上場又は継続的に取引されていない場合は、外国に住所又は居所を有する者を含む。)で、上場銘柄の発行者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者(払込済普通株式のうち株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合の当該預託証券に係る株式については、当該預託証券の所有者が当該預託証券に表示される権利に係る株式を所有しているものとみなす。)以外の者をいうものとする。</p> <p>b～e (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>2 第2条(上場廃止基準)第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国の証券取引所等</u>における上場廃止等 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 株式の分布状況</p> <p>a 第3号に規定する「本邦内株主」とは、上場銘柄の当取引所の市場における売買単位の数量以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者(上場銘柄が、<u>外国の証券取引所等</u>において上場又は継続的に取引されていない場合は、外国に住所又は居所を有する者を含む。)で、上場銘柄の発行者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者(払込済普通株式のうち株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合の当該預託証券に係る株式については、当該預託証券の所有者が当該預託証券に表示される権利に係る株式を所有しているものとみなす。)以外の者をいうものとする。</p> <p>b～e (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>
<p>3 第2条の2(セントレックスの上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買高等</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 上場会社が国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者である場合には、前cに規定する市場内売買の売買高に代えて、当該銘柄の国内の他の<u>金融商品取引所</u>における売買高に基づき、第3号に規定する売買高を算定することができるものとする。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>3 第2条の2(セントレックスの上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買高等</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 上場会社が国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者である場合には、前cに規定する市場内売買の売買高に代えて、当該銘柄の国内の他の<u>証券取引所</u>における売買高に基づき、第3号に規定する売買高を算定することができるものとする。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

6 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) (略)

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により当取引所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次のaからdまでに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

a～c (略)

d 次の(a)又は(b)に該当する銘柄については、当該(a)又は(b)に定めるところによるものとする。

(a) 第2条第1項第8号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち1(8)bの(b)の規定に該当することとなった銘柄(上場会社が合併による解散により上場廃止となる場合において、当該合併に係る新設会社又は存続会社が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者(以下このdにおいて「他市場上場会社」という。)である場合又は国内の他の金融商品取引所(以下このdにおいて「他市場」という。)の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、合併に係る株券提出期間満了の日の4日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の5日前の日)までとする。

(b) (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

6 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) (略)

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により当取引所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次のaからdまでに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

a～c (略)

d 次の(a)又は(b)に該当する銘柄については、当該(a)又は(b)に定めるところによるものとする。

(a) 第2条第1項第8号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち1(8)bの(b)の規定に該当することとなった銘柄(上場会社が合併による解散により上場廃止となる場合において、当該合併に係る新設会社又は存続会社が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者(以下このdにおいて「他市場上場会社」という。)である場合又は国内の他の証券取引所(以下このdにおいて「他市場」という。)の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、合併に係る株券提出期間満了の日の4日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の5日前の日)までとする。

(b) (略)

商号変更の場合における商号変更前の株券の信用取引担保有価証券等に関する取扱いについての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定は、国内の他の<u>金融商品取引所</u>の規則により、当該<u>金融商品取引所</u>において決済物件として認められることとなった商号変更前の株券について準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定は、国内の他の<u>証券取引所</u>の規則により、当該<u>証券取引所</u>において決済物件として認められることとなった商号変更前の株券について準用する。</p>

委託保証金及び委託証拠金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての<u>金融商品取引所</u>において当該<u>金融商品取引所</u>の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、発行日取引及び信用取引にかかる委託保証金又は株価指数オプション取引に係る委託証拠金の代用有価証券から除外する。</p> <p>(1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の<u>金融商品取引所</u>の上場会社の完全子会社となる場合</p> <p>(2) 当該株券の発行者が国内の<u>金融商品取引所</u>の上場会社に吸収合併される場合</p> <p>(3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の<u>金融商品取引所</u>に速やかに上場される見込みがあるとき</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>1 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての<u>証券取引所</u>において当該<u>証券取引所</u>の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、発行日取引及び信用取引にかかる委託保証金又は株価指数オプション取引に係る委託証拠金の代用有価証券から除外する。</p> <p>(1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の<u>証券取引所</u>の上場会社の完全子会社となる場合</p> <p>(2) 当該株券の発行者が国内の<u>証券取引所</u>の上場会社に吸収合併される場合</p> <p>(3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の<u>証券取引所</u>に速やかに上場される見込みがあるとき</p> <p>2 （略）</p>

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第2条 終値取引特例第6条第6項の規定により、終値取引の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 呼値の制限</p> <p>取引参加者は、当取引所又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)並びに転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>において上場廃止された後、存続会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄について、当取引所又は終値取引特例第6条第3項第1号に定める指定取引所において上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第2条 終値取引特例第6条第6項の規定により、終値取引の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 呼値の制限</p> <p>取引参加者は、当取引所又は国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)並びに転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の<u>証券取引所</u>に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の<u>証券取引所</u>において上場廃止された後、存続会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄について、当取引所又は終値取引特例第6条第3項第1号に定める指定取引所において上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。</p> <p>(4) (略)</p>

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(単一銘柄取引及びバスケット取引の交渉等の制限)</p> <p>第5条 相対交渉市場特例第14条第3項及び第16条第3項に規定する当取引所が定めるときは、当取引所又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)以外の銘柄並びに転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>において上場廃止された後、存続会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄について、当取引所、東京証券取引所又は大阪証券取引所において上場後最初の約定値段が決定されていないときとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(単一銘柄取引及びバスケット取引の交渉等の制限)</p> <p>第5条 相対交渉市場特例第14条第3項及び第16条第3項に規定する当取引所が定めるときは、当取引所又は国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)以外の銘柄並びに転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の<u>証券取引所</u>に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の<u>証券取引所</u>において上場廃止された後、存続会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄について、当取引所、東京証券取引所又は大阪証券取引所において上場後最初の約定値段が決定されていないときとする。</p>

国債証券に関する業務規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第3条 国債特例第7条第9項の規定により、国債証券の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 認定気配の表示</p> <p>当取引所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、他の<u>金融商品取引所</u>において公表された値段(条件付取引のうち呼値を最終利回りにより行う取引にあっては、最終利回り。この号において同じ。)、気配その他の実情を勘案して値段を定め、当該値段を認定気配として、当取引所が定める方法により一定の表示を行うものとする。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第3条 国債特例第7条第9項の規定により、国債証券の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 認定気配の表示</p> <p>当取引所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、他の<u>証券取引所</u>において公表された値段(条件付取引のうち呼値を最終利回りにより行う取引にあっては、最終利回り。この号において同じ。)、気配その他の実情を勘案して値段を定め、当該値段を認定気配として、当取引所が定める方法により一定の表示を行うものとする。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>

外国債券に関する業務規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第6条 外国債券特例第7条第5項の規定により、外国債券の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 円貨建外国債券</p> <p>a ~ f (略)</p> <p>g 認定気配値段の表示</p> <p>当取引所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、国内の他の金融商品取引所における約定値段、気配その他の実情を勘案して気配値段を定め、当該気配値段を認定気配値段として、当取引所が定める方法により一定の表示を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第6条 外国債券特例第7条第5項の規定により、外国債券の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 円貨建外国債券</p> <p>a ~ f (略)</p> <p>g 認定気配値段の表示</p> <p>当取引所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、国内の他の証券取引所における約定値段、気配その他の実情を勘案して気配値段を定め、当該気配値段を認定気配値段として、当取引所が定める方法により一定の表示を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p>

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3 第5条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第2項第4号に規定する売買高の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a ~ c（略）</p> <p>d 当該銘柄が国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている場合には、前cに規定する市場内売買の売買高に代えて、当該銘柄の国内の他の<u>金融商品取引所</u>における売買高に基づき、第2項第4号に規定する売買高を算定することができるものとする。</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>3 第5条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第2項第4号に規定する売買高の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a ~ c（略）</p> <p>d 当該銘柄が国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている場合には、前cに規定する市場内売買の売買高に代えて、当該銘柄の国内の他の<u>証券取引所</u>における売買高に基づき、第2項第4号に規定する売買高を算定することができるものとする。</p> <p>(4)・(5)（略）</p>

適時開示に係る宣誓書（内国債券）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">適時開示に係る宣誓書（債券）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる事務所 の所在地</p> <p>発行者名 印</p> <p>代表者又は それに準ずると 認められる者の 役職氏名(署名) 印</p> <p>.....は、投資者への適時適切な 会社情報等の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすも のであることを十分に認識するとともに、常に投資者の 視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行 えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、 投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨 むことを、ここに宣誓します。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">適時開示に係る宣誓書（債券）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる事務所 の所在地</p> <p>発行者名 印</p> <p>代表者又は それに準ずると 認められる者の 役職氏名(署名) 印</p> <p>.....は、投資者への適時適切な 会社情報等の開示が健全な証券市場の根幹をなすもので あることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点 に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行える よう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資 者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むこ とを、ここに宣誓します。</p>

適時開示に係る宣誓書（外国債券）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">適時開示に係る宣誓書（債券）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる事務所 の所在地</p> <hr/> <p style="text-align: center;">発行者名</p> <hr/> <p style="text-align: center;">代表者又は それに準ずると 認められる者の 役職氏名(署名)</p> <hr/> <p>.....は、投資者への適時適切な会社情報等の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">適時開示に係る宣誓書（債券）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる事務所 の所在地</p> <hr/> <p style="text-align: center;">発行者名</p> <hr/> <p style="text-align: center;">代表者又は それに準ずると 認められる者の 役職氏名(署名)</p> <hr/> <p>.....は、投資者への適時適切な会社情報等の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>

適時開示に係る宣誓書（受益証券）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">適時開示に係る宣誓書（受益証券）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">代表者の役職氏名(署名) _____ 印</p> <p>.....は、投資者への適時適切な受益証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">適時開示に係る宣誓書（受益証券）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">代表者の役職氏名(署名) _____ 印</p> <p>.....は、投資者への適時適切な受益証券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請時の提出書類)</p> <p>第2条 受益証券特例第2条に規定する提出書類のうち次の各号に掲げる書類の記載事項、作成及び提出方法等については、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 受益証券特例第2条第1項第7号に規定する「募集予定書」については、次の取扱いによるものとする。</p> <p>a 「募集予定書」は、受益証券の上場を申請しようとする者及び<u>指定金融商品取引業者</u>(受益証券の上場を申請しようとする者が、投資信託約款において受益証券の募集事務を取り扱う<u>金融商品取引業者</u>として指定した<u>金融商品取引業者</u>をいう。以下同じ。)により作成されるものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「募集予定書」を提出するものとする。</p> <p>b 当取引所が「募集予定書」を検討し、当該予定書を不相当と認めて、その変更を要請した場合には、受益証券の上場を申請しようとする者及び<u>指定金融商品取引業者</u>は、その内容を改善し、かつ、改善後の「募集予定書」を提出するものとする。</p> <p>(4) 受益証券特例第2条第2項第2号に規定する「募集実施通知書」は、受益証券の上場を申請しようとする者及び<u>指定金融商品取引業者</u>により作成されるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 受益証券の上場を申請しようとする者及び<u>指定金融商品取引業者</u>は、上場受益証券について適当な流通を保持するよう努力する旨の念書を当取引所に提出するものとする。</p>	<p>(上場申請時の提出書類)</p> <p>第2条 受益証券特例第2条に規定する提出書類のうち次の各号に掲げる書類の記載事項、作成及び提出方法等については、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 受益証券特例第2条第1項第7号に規定する「募集予定書」については、次の取扱いによるものとする。</p> <p>a 「募集予定書」は、受益証券の上場を申請しようとする者及び<u>指定証券会社</u>(受益証券の上場を申請しようとする者が、投資信託約款において受益証券の募集事務を取り扱う<u>証券会社</u>として指定した<u>証券会社</u>をいう。以下同じ。)により作成されるものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「募集予定書」を提出するものとする。</p> <p>b 当取引所が「募集予定書」を検討し、当該予定書を不相当と認めて、その変更を要請した場合には、受益証券の上場を申請しようとする者及び<u>指定証券会社</u>は、その内容を改善し、かつ、改善後の「募集予定書」を提出するものとする。</p> <p>(4) 受益証券特例第2条第2項第2号に規定する「募集実施通知書」は、受益証券の上場を申請しようとする者及び<u>指定証券会社</u>により作成されるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 受益証券の上場を申請しようとする者及び<u>指定証券会社</u>は、上場受益証券について適当な流通を保持するよう努力する旨の念書を当取引所に提出するものとする。</p>
<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 <u>投資信託委託会社</u>は、当取引所との連絡に当たる連絡担当者を当取引所に通知するものとする。連絡</p>	<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 <u>投資信託委託業者</u>は、当取引所との連絡に当たる連絡担当者を当取引所に通知するものとする。連絡</p>

担当者である者を変更した場合も同様とする。

2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が法に基づき投資信託委託会社に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託会社は当該事実及び内容を記載した通知書を当取引所に提出するものとする。

(1) 法第51条の規定により、業務改善命令を受けた場合

(2) 法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業の登録が失効した場合

(3) 法第52条第1項又は第54条の規定により金融商品取引業の登録を取り消された場合

(4) 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合

(5) (略)

(6) (略)

3 投資信託委託会社は、受益証券特例第6条第2項各号のいずれかに該当した場合には、直ちに当取引所に取締役会決議通知書その他の投資信託委託会社が当該事項について決議又は決定を行ったことを証する書面を提出するものとする。

4 受益証券特例第6条第2項第6号に規定する事項には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 追加信託若しくは租税特別措置法第37条の15第3項に規定する交換(以下「交換」という。)又は投資信託約款に基づく指定金融商品取引業者の受益証券の買取りについて、投資信託委託会社がやむを得ない事情が生じたとして臨時に停止する場合の当該事情及び当該停止期間

(6) (略)

5 (略)

6 投資信託委託会社は、受益証券特例第2条の2第2項又は第6条第4項に規定する宣誓書に署名を行った

担当者である者を変更した場合も同様とする。

2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が投資信託法に基づき投資信託委託業者に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託業者は当該事実及び内容を記載した通知書を当取引所に提出するものとする。

(1) 投資信託委託業者が、内閣総理大臣等から投資信託法第6条の認可の取消しの通知若しくは業務の方法の変更の認可又は投資信託に関し、同法第45条第2項の規定による通知、同条第4項の規定による承認若しくは投資信託委託業者に対する処分の通知を受けたこと。

(新設)

(新設)

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

3 投資信託委託業者は、受益証券特例第6条第2項各号のいずれかに該当した場合には、直ちに当取引所に取締役会決議通知書その他の投資信託委託業者が当該事項について決議又は決定を行ったことを証する書面を提出するものとする。

4 受益証券特例第6条第2項第6号に規定する事項には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 追加信託若しくは租税特別措置法第37条の15第3項に規定する交換(以下「交換」という。)又は投資信託約款に基づく指定証券会社の受益証券の買取りについて、投資信託委託業者がやむを得ない事情が生じたとして臨時に停止する場合の当該事情及び当該停止期間

(6) (略)

5 (略)

6 投資信託委託業者は、受益証券特例第2条の2第2項又は第6条第4項に規定する宣誓書に署名を行った

代表者の異動の決議又は決定を行った場合には、直ちに当取引所に取締役会決議通知書その他の投資信託委託会社が当該事項について決議又は決定を行ったことを証する書面を提出するものとする。

7～9 (略)

(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)

第7条 (略)

2～4 (略)

(信託金限度額の変更に伴う変更上場の手続の時期等)

第8条 受益証券特例第8条の規定により投資信託委託会社が行う上場申請は、投資信託委託会社が信託金の限度額に関する投資信託約款の変更について決議又は決定等を行った後遅滞なく当該変更額の追加信託が行われた場合に増加することが見込まれる受益権の口数について、一括して行うものとする。

(上場廃止前の売買に関する事項)

第11条 受益証券特例第10条第1項各号又は第2項各号(第3号の場合を除く。)のいずれかに該当することとなった投資信託委託会社又は受益証券は、原則として、同第11条に規定する当取引所が必要であると認められたものとして取り扱う。ただし、受益証券特例第10条第2項第5号のうち、投資信託委託会社が受益証券の不正発行を行った場合には、遅滞なく上場廃止する。

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

代表者の異動の決議又は決定を行った場合には、直ちに当取引所に取締役会決議通知書その他の投資信託委託業者が当該事項について決議又は決定を行ったことを証する書面を提出するものとする。

7～9 (略)

(投資信託委託業者の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)

第7条 (略)

2～4 (略)

(信託金限度額の変更に伴う変更上場の手続の時期等)

第8条 受益証券特例第8条の規定により投資信託委託業者が行う上場申請は、投資信託委託業者が信託金の限度額に関する投資信託約款の変更について決議又は決定等を行った後遅滞なく当該変更額の追加信託が行われた場合に増加することが見込まれる受益権の口数について、一括して行うものとする。

(上場廃止前の売買に関する事項)

第11条 受益証券特例第10条第1項各号又は第2項各号(第3号の場合を除く。)のいずれかに該当することとなった投資信託委託業者又は受益証券は、原則として、同第11条に規定する当取引所が必要であると認められたものとして取り扱う。ただし、受益証券特例第10条第2項第5号のうち、投資信託委託業者が受益証券の不正発行を行った場合には、遅滞なく上場廃止する。

2 (略)